# 第２次 まんのう町
# 人権教育・啓発に関する基本計画

－ 案 －

2026（令和８）年 11 月

香川県 まんのう町

# ～ 目 次 ～


第１章　計画の策定に当たって ----------1
【１】計画策定の社会的背景と趣旨 ---------- 1
【２】人権施策に関する国際社会の動き ---------- 2
【３】人権施策に関する国内の主な動き ---------- 3
【４】近年における人権課題 ---------- 5
【５】香川県の動向 ---------- 8

第２章　計画の概要 ----------9
【１】計画の位置付け ---------- 9
【２】計画の期間 ---------- 10
【３】計画の策定体制 ---------- 10

第３章　人権施策を取り巻く本町の現状と課題----------11
【１】統計でみる本町の現状 ---------- 11
【２】現行計画期間における取組内容の点検と評価 ---------- 23
【３】アンケート調査結果から読み取れる現状 ---------- 34
【４】関係団体調査結果の概要（回答要旨） ---------- 49
【５】各種調査結果等から読み取れる本町の課題 ---------- 52

第４章　計画の考え方 ----------56
【１】基本理念 ---------- 56
【２】施策の体系 ---------- 57

第５章　施策の展開 ----------58

基本目標１　意識づくり ----------58
【 基本施策１ 】人権教育の推進 ---------- 58
【 基本施策２ 】人権啓発・情報提供の充実 ---------- 60

基本目標２　共生のまちづくり----------63
【 基本施策３ 】インターネット上の人権侵害への対応 ---------- 63
【 基本施策４ 】個別人権課題への取組の推進 ---------- 63

基本目標３ 推進基盤づくり----------75
【 基本施策５ 】人権施策の推進基盤の充実 ----------75

第６章　計画の推進 ----------79
【１】計画の推進体制 ----------79
【２】計画の周知及び点検・評価 ----------79

資料編----------80

# 第１章　計画の策定に当たって

## 【１】計画策定の社会的背景と趣旨

### １　人権を取り巻く社会的背景

我が国においては、総人口の減少や少子高齢化の進行、家族形態や就業形態の変化、情報化の進展など、暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、高齢者、障がいのある人、女性、子ども、外国人などをめぐる人権課題に加え、インターネット上における中傷やプライバシーの侵害、性的指向やジェンダーアイデンティティ※1に関する理解、多様な背景や価値観を持つ人々への配慮など、人権をめぐる課題は多様化、複雑化しています。

これらの課題は、特定の人だけに関わるものではなく、誰もが当事者となり得る身近な課題として捉えていくことが必要です。

また、核家族化や小世帯化、生活様式の多様化等により、孤独・孤立に陥りやすい社会環境へと変化していることを背景に、生きづらさや困難を抱えながらも声を上げにくい状況に置かれている人も少なくありません。互いに多様な立場や事情を理解し、必要な配慮や支え合いの大切さについて認識を深めていくことが一層重要となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、2023（令和５）年に「感染症法※2」上の位置付けが第５類（五類感染症）へ移行※3したものの、感染拡大期には、生活苦や精神的ストレスを抱える人の増加など、社会に大きな影響を与えてきました。

こうした課題に適切に対応し、誰もが互いの人権を尊重しながら安心して暮らすことができる地域社会を築いていくためには、人権に関する正しい理解を広げるとともに、一人ひとりが身近な問題として考え、行動に結びつけていくことがますます重要となっています。

### ２　計画策定の趣旨

本町では、2006（平成 18）年３月 20 日に「まんのう町人権擁護に関する条例」を定め、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、あらゆる差別を速やかに解消し、人権擁護の意識の高揚を図ることを目的として、全ての町民の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

2009（平成 21）年４月には「まんのう町人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、その後、2017（平成 29）年３月に改訂された現行計画では、中長期的な展望に基づき、積極的、効果的な取組を進めてきました。

この度、現行計画が 2026（令和８）年度に計画期間の満了を迎えるため、次期 10 年間を見据えた、新たな「第２次まんのう町人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）」の規定に基づく、本町の人権教育及び啓発に関する施策を総合的、計画的に推進していくための基本的な指針であり、現行計画を受け継ぐ計画です。

※1　本人が認識する自分自身の性別のこと。（性の自己認識）
※2　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」
※3　「感染症法」に定める感染症の類型の一つで、季節性インフルエンザ等と同様に、幅広い医療機関による通常の対応を基本とすることとされた。

## 【２】人権施策に関する国際社会の動き

### １　世界人権宣言の採択

1948（昭和 23）年 12 月、国連第３回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択され「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ことがうたわれました。

「世界人権宣言」は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、人権尊重の共通の基準を国際的に示した重要な宣言です。

この「世界人権宣言」の採択後も、人権の擁護と差別の撤廃に向けた国際的な取組が推進されています。しかし、その一方で、世界各地では依然として、紛争などにより難民の発生や人々への迫害等、深刻な人権侵害が続いていることから、引き続き人権問題の解消は、国際的な大きな課題となっています。

### ２　多様な条約等の採択

1965（昭和 40）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約)」が採択され、人種、皮膚の色、民族的又は種族的出身による差別の撤廃を各国に求める国際的な基準が示されました。

1979（昭和 54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約)」が採択され、政治、教育、雇用、家庭生活など幅広い分野における女性差別の解消と、男女の実質的な平等の実現に向けた国際的な枠組みが整えられました。

1989（平成元）年には「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約)」が採択され、子どもを保護の対象としてだけでなく、一人の権利主体として尊重し、その最善の利益を確保していくという考え方が国際的に広がりました。

さらに、2006（平成 18）年には「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約)」が採択され、障がいのある人の尊厳、自立、差別の禁止、合理的配慮※、社会への完全かつ効果的な参加を進めるための国際的な基準が示されました。

2015(平成 27)年９月に国連サミットで「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択され、その中でＳＤＧｓが示されました。ＳＤＧｓは「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標であり、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。その理念の下、人権を基盤としながら、貧困や差別の解消、健康や教育の充実、環境問題への対応など、経済・社会・環境の課題に統合的に取り組む方向性が示されました。

【 ＳＤＧｓ17 のゴール 】




Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

※ 障がいのある人等が困らないように、耳が聞こえにくい人には文字で説明したり、車いすの人には段差をなくしたりなど、支援の仕方やルールなどをその人に合わせて工夫すること。

## 【３】人権施策に関する国内の主な動き

国においては、戦後「日本国憲法」の基本的人権の尊重という理念の下、国際社会における人権保障の進展とも連動しながら、人権教育、人権啓発、人権擁護に関する様々な取組が進められてきました。

### １　「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行

2000（平成 12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育及び人権啓発に関する施策について、国及び地方公共団体の責務が明らかにされるとともに、国民においても、人権尊重の意識を高めることが求められています。

この法律は、その後の国の基本計画の策定や地方公共団体における人権に関する取組の推進に当たって、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる法律です。

### ２　「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」の策定

国においては、2002（平成 14）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、2025（令和７）年６月には「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（以下「第二次基本計画」という。）が閣議決定されました。

第二次基本計画においては、社会経済情勢の変化や国際的な動向を踏まえて見直しが行われ、従来の人権課題に加え「ビジネスと人権」に関する記載が追加されるとともに「インターネット上の人権侵害」が各人権課題に横断的に関わる課題として位置付けられています。女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人等の様々な人権課題についても、関連する施策が総合的に推進されています。

### ３　「人権三法」の施行

2016（平成 28）年には、「障害者差別解消法※1」「ヘイトスピーチ解消法※2」及び「部落差別解消推進法※3」が施行されました。これらの法律は、差別の解消に向けた重要な法整備として「人権三法」と呼ばれています。

それぞれ、障がいを理由とする差別の解消、本邦外出身者※4に対する不当な差別的言動の解消、部落差別の解消を図るため、相談体制の整備、教育及び啓発の推進、実態把握等の施策を推進するための基本となる法律です。

※１　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」
※２　「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）」
※３　「部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）」
※４　日本の外にある国又は地域の出身者又はその子孫であって、適法に居住する人のこと。

【 人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）の施策体系（概要） 】

【 人権教育・啓発の基本的在り方 】

1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
2 発達段階等を踏まえた効果的な方法
3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

［ 1 人権一般の普遍的な視点からの取組 ］

(1) 人権教育
(2) 人権啓発

［ 3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等 ］

［ 4 総合的かつ効果的な推進体制等 ］

(1) 実施主体の強化及び周知度の向上
(2) 実施主体間の連携
(3) 担当者の育成
(4) 文献・資料等の整備・充実
(5) 内容・手法に関する調査・研究
(6) （公財）人権教育啓発推進センターの充実
(7) マスメディアの活用等
(8) インターネット等ＩＴ関連技術の活用

［ 2 各人権課題に対する取組 ］

(1) 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）
(2) 各人権課題に対する取組
ア 女性
イ こども
ウ 高齢者
エ 障害者
オ 部落差別（同和問題）
カ アイヌの人々
キ 外国人
ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動
ケ 感染症の患者等
コ ハンセン病患者・元患者及びその家族
サ 刑を終えて出所した人及びその家族
シ 犯罪被害者及びその家族
ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
セ 性的マイノリティの人々
ソ その他

## 【４】近年における人権課題

近年は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、同和問題など従来の人権課題に加え、性的指向やジェンダーアイデンティティに関する理解、多文化共生、感染症に関連する偏見や差別、職場や地域における各種ハラスメント、企業活動における人権尊重など、人権をめぐる課題は多様化、複雑化しています。

第二次基本計画においても、こうした社会経済情勢の変化や国際的な潮流の動向を踏まえた見直しが行われ「ビジネスと人権」に関する記載が新たに加えられました。また「インターネット上の人権侵害」については、特定の分野だけの問題ではなく、様々な人権課題に共通して関わる課題として位置付けられています。

今後は、個人の尊厳と多様性を尊重し、誰一人取り残さないという視点の下、それぞれの課題に応じたきめ細かな取組を進めていくことが重要となっています。

### １　デジタル社会の進展に伴う人権課題の広がり

スマートフォンやＳＮＳの普及により、暮らしは便利になった一方で、インターネット上では、中傷や差別的な書き込み、個人情報やプライバシーに関する情報、誤った情報の拡散など、人権に関わる問題が起こりやすくなっています。

多発するインターネット上の人権侵害への対応として、国では、2022（令和４）年 10 月から、発信者情報開示命令の創設など、被害者が発信者情報の開示を受けやすくするための制度改正が行われ、救済に向けた手続の円滑化が図られました。

今後は、被害を受けた人が一人で抱え込まず相談できる体制づくりをはじめ、投稿の削除要請、関係機関との連携、情報モラルに関する学びを進め、誰もが安心して情報を活用できる環境づくりが求められています。

### ２　子どもの権利を尊重する社会への転換

近年は、子どもを権利の主体として尊重する考え方が重視されています。

2023（令和５）年４月に「こども基本法※1」が施行され、同年 12 月には、同法に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。

第二次基本計画においても、子ども・若者が権利の主体であることの周知をはじめ、子どもの人権への理解を深める啓発の推進が掲げられています。

いじめや虐待、不登校、ヤングケアラー※2、ネット上の被害など、子どもを取り巻く課題は多様化しており、子どもの意見を丁寧に聴き、その声を施策や支援につないでいく視点がこれまで以上に重要となっています。

※1　令和４年法律第 77 号
※2　本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

## 3　多様性を認め合い、誰も排除しない地域づくり

年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向、ジェンダーアイデンティティ※1など、人それぞれの違いを尊重し、誰も孤立させない社会づくりが求められています。

2023（令和５）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（理解増進法）※2」が施行され、国や地方公共団体には理解の増進に向けた施策の推進が求められています。また、職場では、本人の同意なく性的指向や性自認に関する情報を明かすことが、ハラスメントに当たる可能性があることも示されています。今後は、偏見や思い込みをなくす学びを進めるとともに、学校、職場、地域のあらゆる場面で、違いを理由に不利益や孤立が生じない環境を整えていくことが重要です。

※1 本人が認識する自分自身の性別のこと。（性の自己認識）
※2 令和５年法律第 68 号

## 4　外国人住民の増加と多文化共生の推進

地域で暮らす外国人住民が増える中、国籍や言葉、文化の違いがあっても、互いの人権を尊重しながら安心して暮らせる地域社会をつくることが重要になっています。第二次基本計画においても、外国人の人権への理解を深めるための啓発、外国人との共生社会の実現に向けた情報発信、適切な外国人雇用に関する啓発などが盛り込まれています。

今後は、多言語での情報提供や相談支援をはじめ、排外的な言動や偏見を防ぐための理解の促進が求められています。

## 5　ハラスメントや暴力を許さない環境づくり

ハラスメントや暴力の問題は、家庭、学校、地域、職場など、様々な場面で生じており、その態様も多様化しています。従来のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントに加え、近年は、顧客等による著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメント※3や、ＳＮＳ上での嫌がらせも問題視されています。

人権を守るためには、被害を受けた人が一人で抱え込むことがないよう、相談しやすい環境を整えること、相手の尊厳を傷つける言動を許さない意識を地域全体で高めることが重要です。

## 6　感染症や災害時における人権への配慮

感染症の流行や災害の発生時には、不安や混乱の中で、偏見や差別、排除が生じやすくなることに注意が必要です。第二次基本計画においても、感染症に関する正確な知識の普及に努め、人権を尊重した対応の重要性が示されています。

新型コロナウイルス感染症をめぐっては、感染者や家族、医療・介護従事者などに対する差別や中傷が社会問題となり、国は相談窓口の設置や啓発を行ってきました。また、災害時には、高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人など要配慮者への支援や避難所における生活環境への配慮も不可欠です。非常時において人権を守る視点を失わないことが求められています。

※3 顧客や取引先、施設利用者等からの言動のうち、要求内容やその手段・態様が社会通念上許容される範囲を超え、働く人の就業環境を害するもの。ただし、正当な意見や要望は含まれない。

## ７　企業活動における人権尊重の重要性の高まり

近年は、企業にも人権を尊重しながら事業活動を行うことが強く求められるようになっています。第二次基本計画においては「ビジネスと人権」に関する記載が新たに追加されました。国では、2020（令和２）年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定し、さらに 2025（令和７）年 12 月にはその改定版を公表しています。その中では、企業による人権方針の策定、公表に加え、事業活動の中で人権への負の影響が生じていないかを把握し、その防止や改善につなぐ取組や問題が生じた場合の救済を促進することが示されています。

地方自治体においても、入札、契約、委託、調達などの場面で人権への配慮を進めることにより、企業等における取組を促進し、地域全体で人権を尊重する経営を広げていく視点が重要です。

## 【５】香川県の動向

香川県では、2021（令和３）年 10 月に改定した「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」について、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」や社会経済情勢の変化等を踏まえ、現在、見直しを進めています。今後、改正案の審議や意見公募を経て、2027（令和９）年３月に改定される予定です。

【 香川県人権教育・啓発に関する基本計画の見直し途中段階の体系（案） 】

【 見直しの主な視点 】
・国の第二次基本計画、県の次期総合計画、個別人権課題に関する諸計画との整合
・社会経済情勢の変化や新たに施行された人権関係法令等の反映
・全体像が一目で把握できる、分かりやすい章立てへの再編

### 【１】人権教育・啓発の推進

［ 人権教育・啓発 ］

1　人権教育
・ 国の計画（第二次）を踏まえ、学校教育における教育活動の目的（目指す姿）を明記

2　人権啓発
・ 国の計画（第二次）を踏まえ、他者の人権に配慮した行動とともに、自己の人権を守る行動をとれるようにすることも啓発活動の目的であることを追記
・ 前回の県政世論調査の結果を踏まえ、人権啓発の課題を修正
・ 啓発媒体について、従来型のマスメディアとインターネット上のメディアとの併用について追記

### 【２】個別人権課題への対応

［ 課題横断的な人権課題（新規） ］

・ インターネット上の人権侵害は、どの個別人権課題にも共通する密接かつ横断的に関わる問題であることを記載
・ いわゆる「複合差別」について、その被害の深刻化が懸念されていることを記載

1　インターネット上の人権侵害
・ 施策の方向について「意識啓発」「教育の充実」「被害対応」と大きく３分類し、それぞれの具体的推進内容を記載
・ インターネット上の人権侵害に対し「情報流通プラットフォーム対処法※」を最大限活用して対処することや指定を受けていない事業者へも業界ガイドライン遵守の働きかけ等に取り組むことを追記

※「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）」の略称のこと。令和６年法律第 25 号による改正が 2025（令和７）年４月１日に施行された。

［ 個別人権課題への対応 ］

1　女性
2　子ども
3　高齢者
4　障害者
5　部落差別（同和問題）
6　性的少数者
7　外国人
8　ハンセン病回復者・ＨＩＶ感染者等
9　犯罪被害者等
10　その他

［ 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 ］

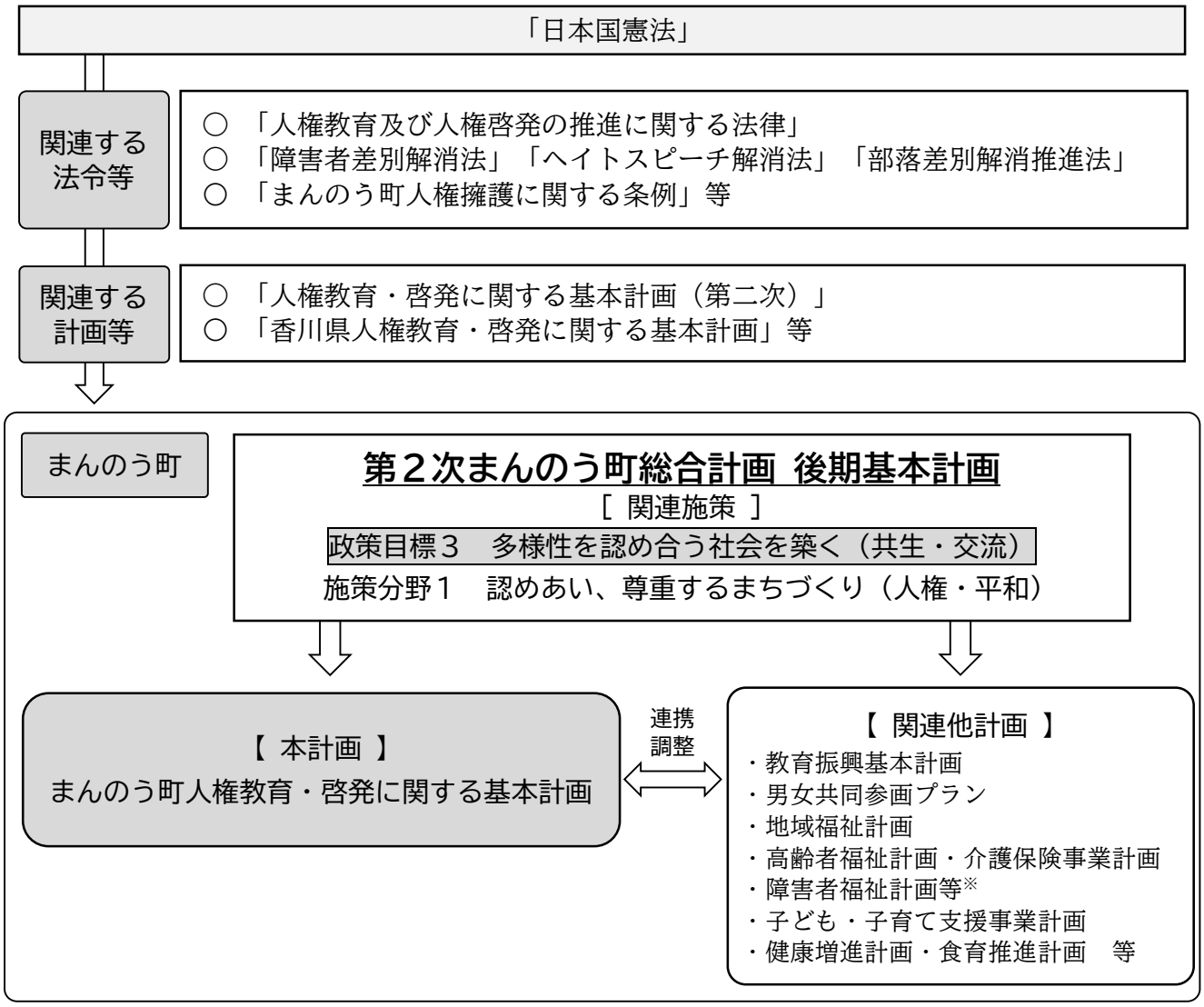
・公務員
・教職員
・警察職員
・消防職員
・保健・医療関係者
・福祉関係者
・マスメディア関係者
・その他

# 第２章　計画の概要

## 【１】計画の位置付け

本計画は「日本国憲法」に定める基本的人権の尊重の理念をはじめ「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「人権三法」「まんのう町人権擁護に関する条例」などの関連する法令等を踏まえ、本町における人権施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。また、本町の最上位計画である「第２次まんのう町総合計画 後期基本計画」をはじめ「まんのう町教育振興基本計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

【 本計画の位置付け 】




※ 障害福祉計画・障害児福祉計画を含む。

## 【２】計画の期間

本計画の期間は、2027（令和９）年度から 2036（令和 18）年度までの 10 年間と定めます。中間年度に当たる 2031（令和 13）年度に中間の点検及び見直しを行い、最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本町の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

## 【３】計画の策定体制

### １　審議会における審議

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「まんのう町人権擁護審議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

### ２　アンケート調査の実施

計画の策定に当たって、本町在住の 18 歳以上の町民及び町職員・教職員を対象としたアンケート調査を行い、人権施策に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討する上での基礎資料としました。調査の実施に当たっては、仲多度郡３町（本町と琴平町、多度津町の３町）で、合同で実施しました。

### ３　関係団体調査の実施

町内の関係団体等を対象に、人権施策の推進に向けての取組の在り方やアイデア等について伺い、本町の今後の人権施策に反映させていくことを目的として実施しました。

### ４　パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画の素案を本町の窓口及び町公式ウェブサイトで公開し、パブリックコメントを実施しました。

# 第３章　人権施策を取り巻く本町の現状と課題

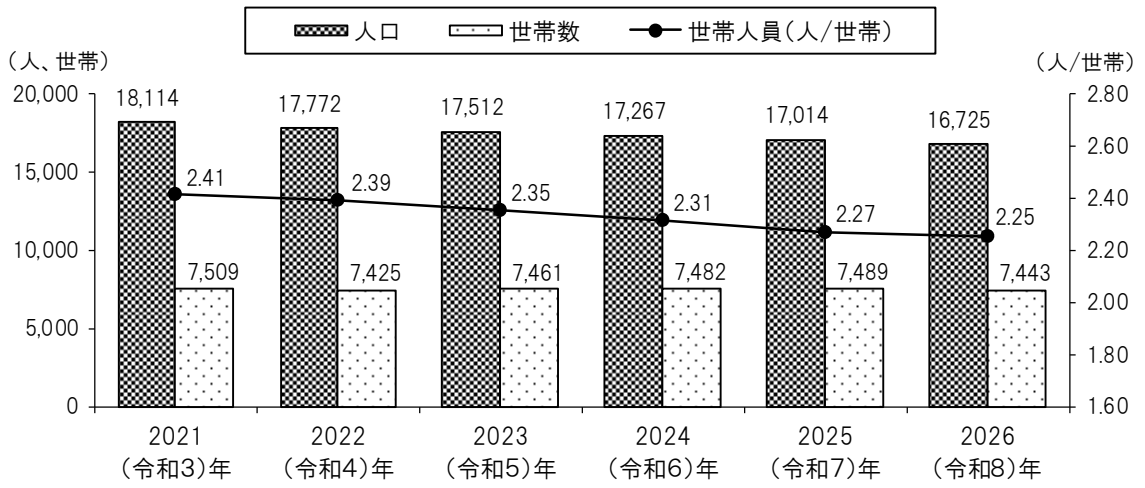
## 【１】統計でみる本町の現状

### １　人口等の現状

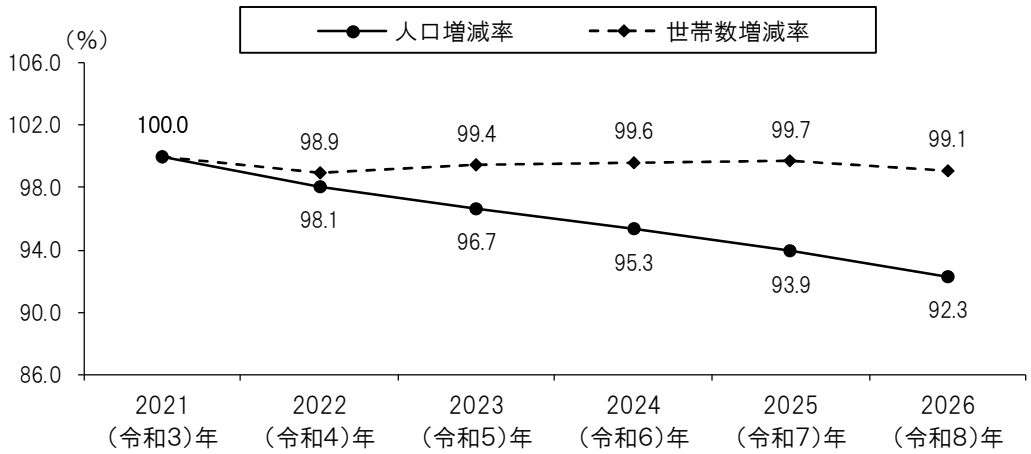
#### （１）人口・世帯数

本町の人口は減少傾向にあり、2026（令和８）年では 16,725 人（2021（令和３）年を 100 とした場合 92.3）となっています。世帯数は、おおむね横ばいで推移しており、１世帯当たりの人員を示す世帯人員は、2021（令和３）年の 2.41 人から 2026（令和８）年で 2.25 人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



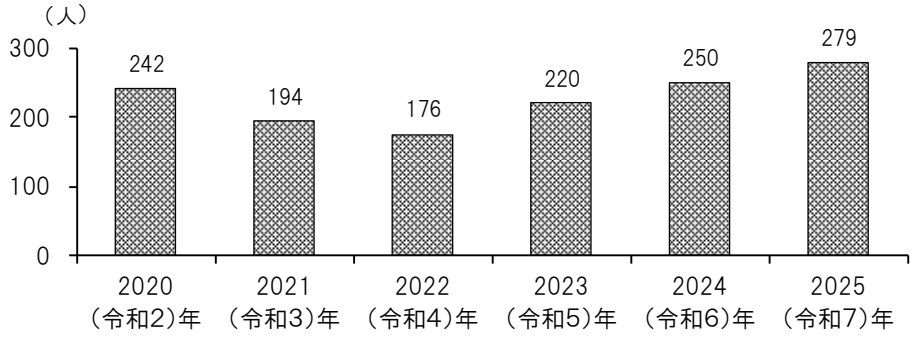

【 人口・世帯数増減率 】




注：増減率は、2021（令和３）年を 100 とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

本町の外国人住民人口は、2025（令和７）年では 279 人と、2023（令和５）年以降、増加傾向にあります。

【 外国人住民人口の推移 】




資料：在留外国人統計（各年６月末日現在）

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」については、2025（令和７）年は町外への転出者数が町内への転入者数を上回る転出超過の状態となっています。

2025（令和７）年では、合計 301 人の人口減少となっています。

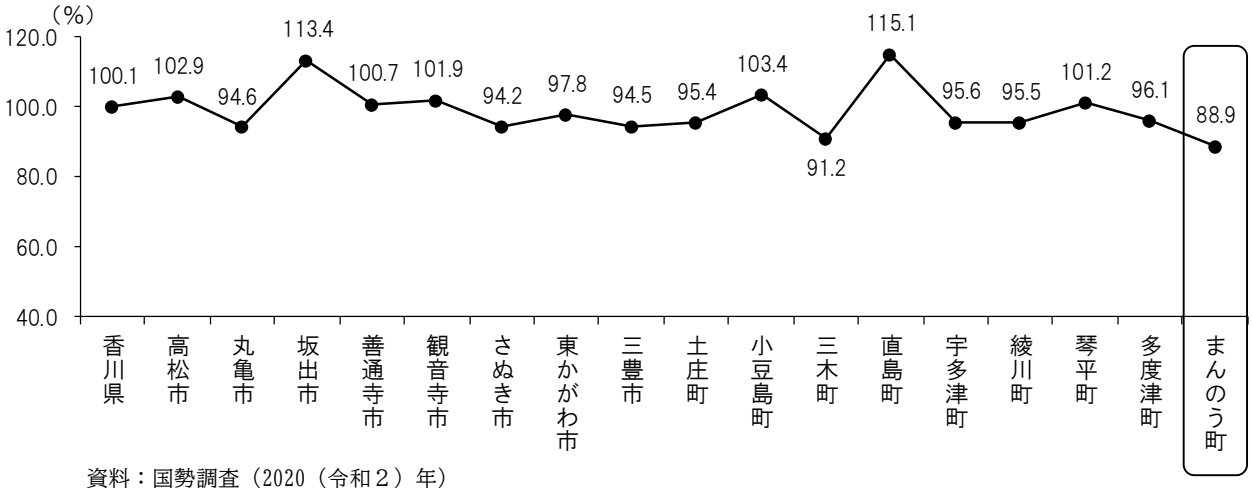
【 人口動態 】　（単位：人）

| | 自然動態 | | | 社会動態 | | | 人口動態 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 出生数 (a) | 死亡者数 (b) | (c) | 転入(d) | 転出(e) | (f) | (g) |
| 2023(令和5)年 | 90 | 346 | -256 | 385 | 389 | -4 | -260 |
| 2024(令和6)年 | 73 | 330 | -257 | 474 | 451 | 23 | -234 |
| 2025(令和7)年 | 62 | 278 | -216 | 369 | 454 | -85 | -301 |

注：(c) = (a) - (b)、(f) = (d) - (e)、(g) = (c) + (f)
資料：香川県人口移動調査（各年１月～12 月合計）

本町の昼夜間人口比率は、88.9%となっており、昼間人口が夜間人口を下回ベッドタウンの特性がみられます。

【 昼夜間人口比率 】



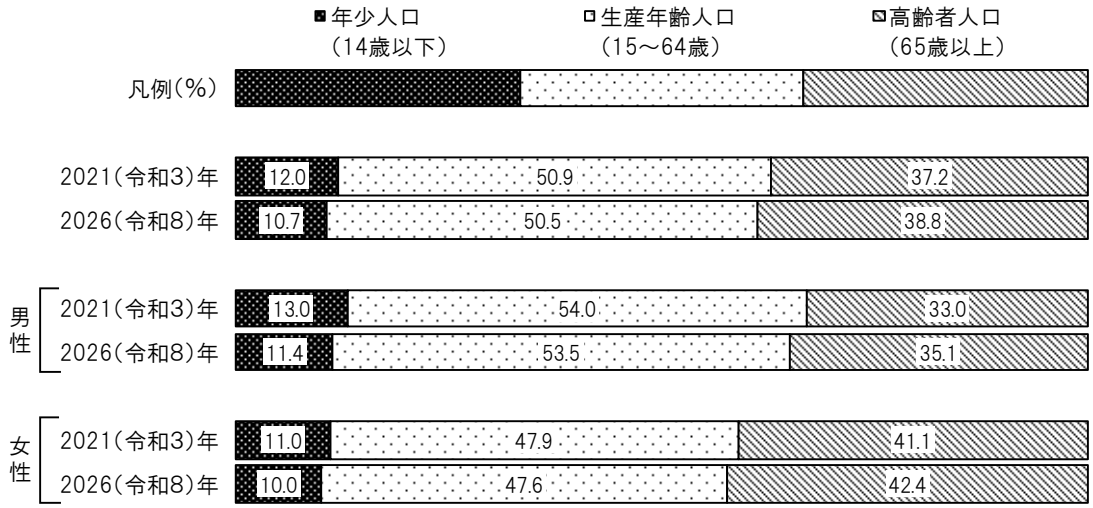

資料：国勢調査（2020（令和２）年）

## （２）年齢別人口

本町の年齢別人口をみると、2026（令和８）年では「年少人口（14 歳以下)」の割合が10.7%、「生産年齢人口（15～64 歳)」が 50.5%、「高齢者人口（65 歳以上)」が 38.8%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は、2021（令和３）年の 37.2%から 2026（令和８）年で38.8%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本町においても少子高齢化の進行がうかがえます。

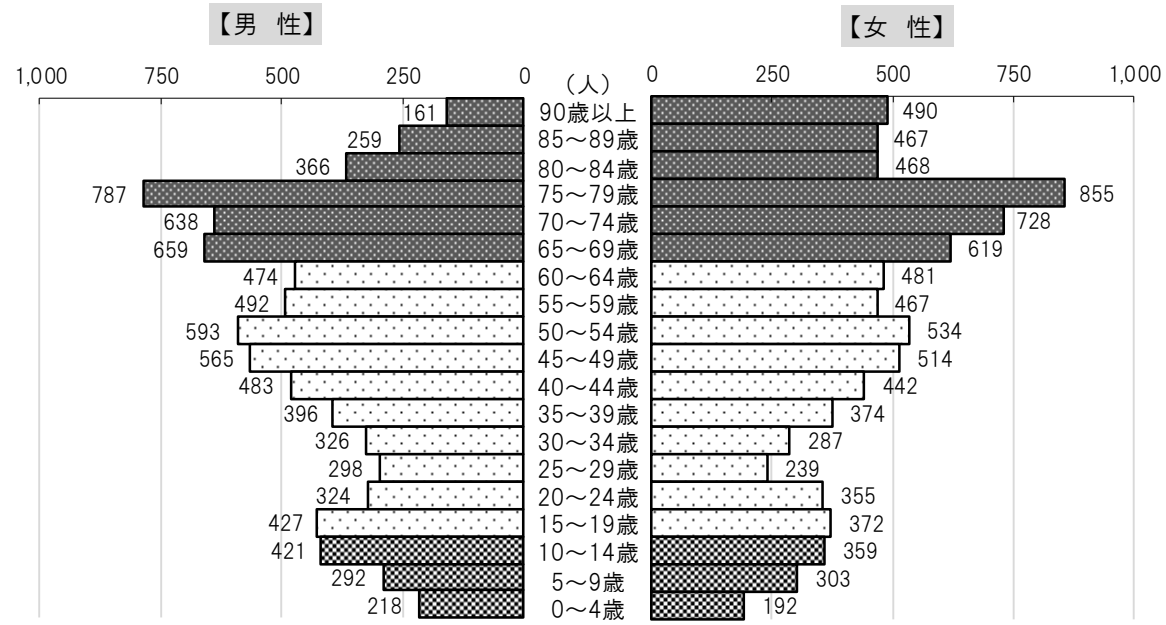
【 年齢３区分人口構成比 】




資料：住民基本台帳（各年３月末日現在）

年齢を５歳階級別でみると、男女共に 70 代後半のいわゆる「団塊の世代」が、本町の人口のボリュームゾーンとなっており、85 歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【 年齢５歳階級別人口 】

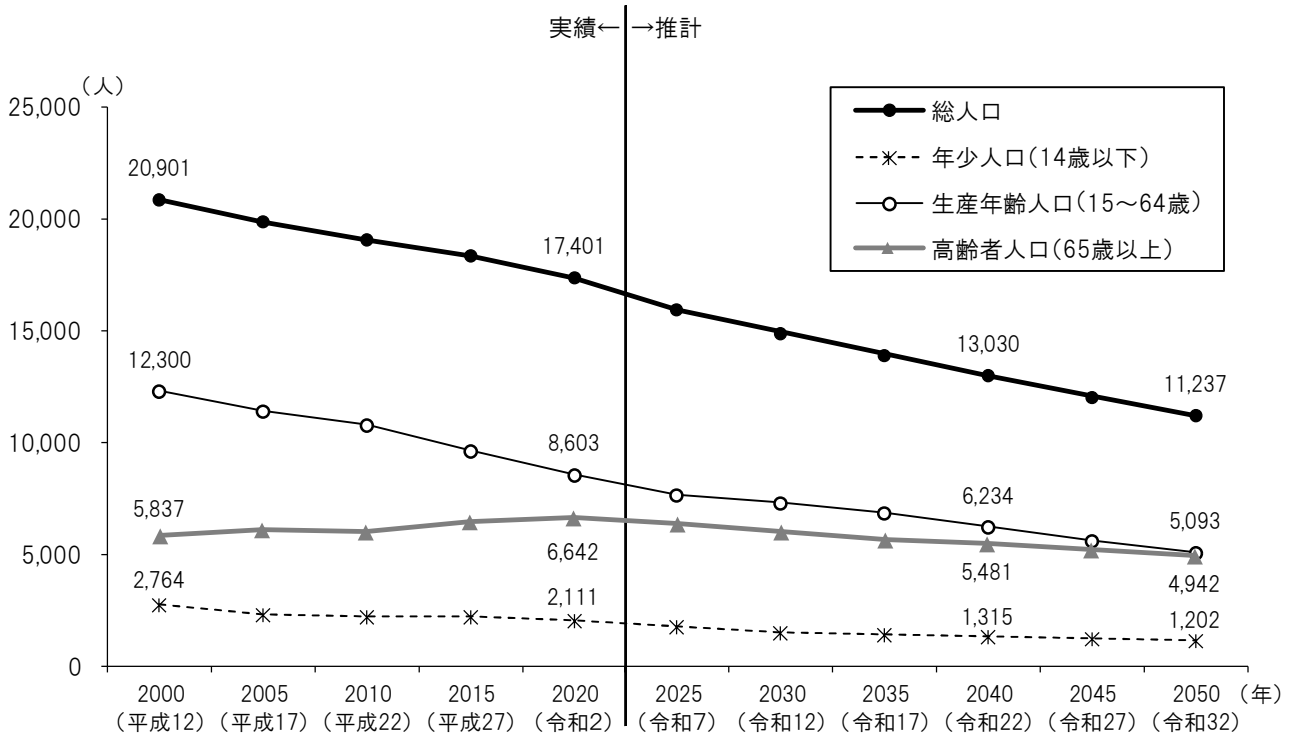



資料：住民基本台帳（2026（令和８）年３月末日現在）

国立社会保障人口問題研究所による人口推計では、本町の人口は減少傾向で推移すると予測されています。

年齢３区分別に人口推計をみると、生産年齢人口の減少が目立っており、年少人口及び高齢者人口は、緩やかな減少傾向で推移しています。

【 将来推計人口 】



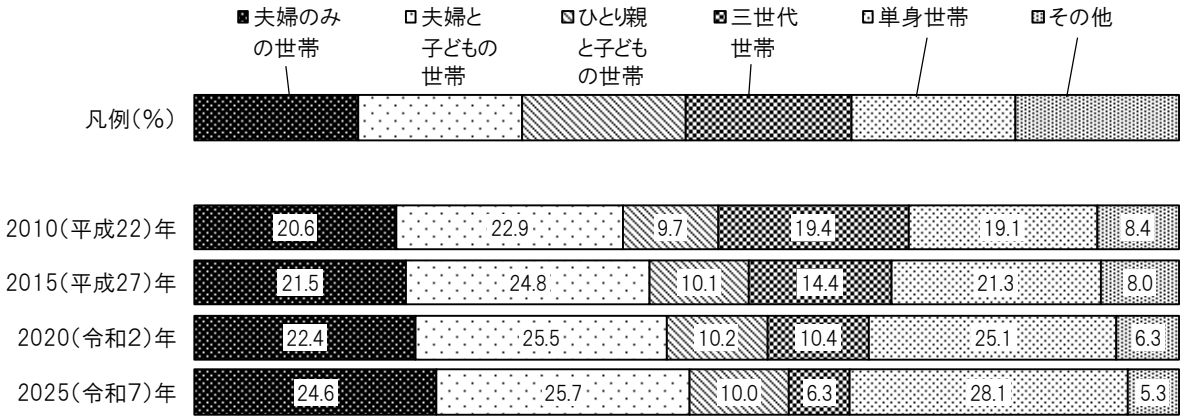

注１：2005（平成 17）年以前は合併前の人口を合算
注２：総人口には「年齢不詳」を含む。
資料：2000（平成 12）年～2020（令和２）年は国勢調査
2025（令和７）年以降は国立社会保障人口問題研究所（2023（令和５）年推計）

## （３）世帯の状況

世帯構成について、2010（平成 22）年から 2025（令和７）年までの推移でみると、「単身世帯」は増加していますが、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

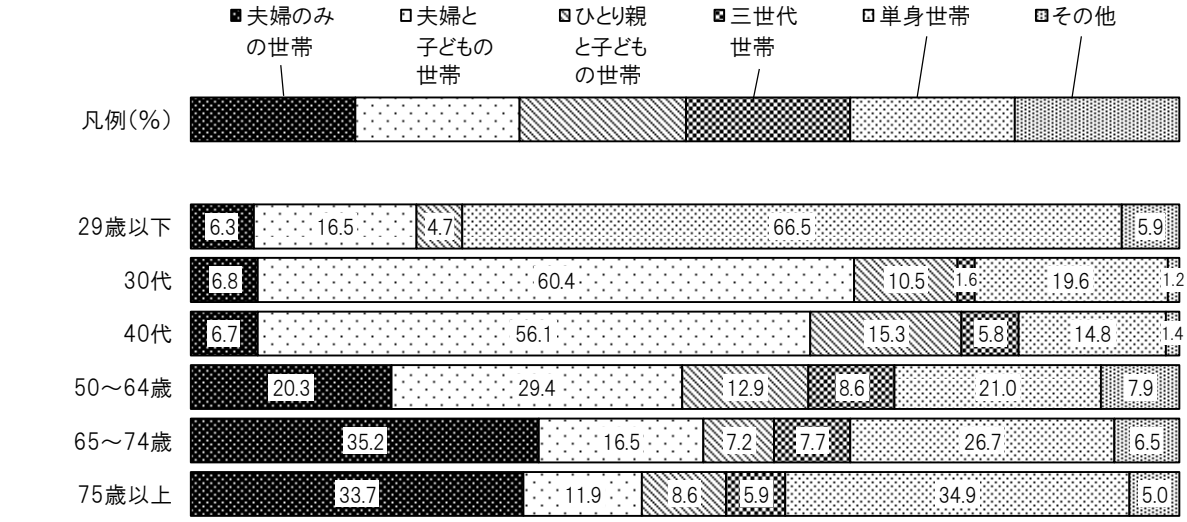
また、年齢別に世帯構成をみると、65 歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29 歳以下及び 75 歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】




資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】




資料：国勢調査（2025（令和７）年）

## （４）ひとり親家庭の状況（20 歳未満の子どもがいる世帯）

本町の 20 歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、2025（令和７）年では 84 世帯となっており、そのうち母子世帯が大半を占めています。

【 ひとり親家庭の状況 】

| | | 2010(平成 22)年 | 2015(平成 27)年 | 2020(令和2)年 | 2025(令和7)年 |
|---|---|---|---|---|---|
| ひとり親家庭(合計) | | 84 | 89 | 96 | 84 |
| | 母子世帯数 | 69(82.1%) | 73(82.0%) | 77(80.2%) | 64(76.2%) |
| | 父子世帯数 | 15(17.9%) | 16(18.0%) | 19(19.8%) | 20(23.8%) |

資料：国勢調査

## （５）高齢者世帯の状況

本町の 65 歳以上の高齢者がいる世帯について、2015（平成 27）年からの推移でみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

【 高齢者世帯数の推移 】

| | 2015(平成 27)年 | | 2020(令和2)年 | | 2025(令和7)年 | | 増減率（%） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 世帯数 | 構成比（%） | 世帯数 | 構成比（%） | 世帯数 | 構成比（%） | |
| 総世帯数 | 6,435 | 100.0 | 6,521 | 100.0 | 6,384 | 100.0 | -0.8 |
| 65 歳以上の高齢者のいる世帯 | 4,058 | 63.1 | 4,048 | 62.1 | 3,859 | 60.4 | -4.9 |
| 高齢者単身世帯 | 877 | 13.6 | 1,021 | 15.7 | 1,095 | 17.2 | 24.9 |
| 高齢者夫婦世帯 | 842 | 13.1 | 962 | 14.8 | 1,072 | 16.8 | 27.3 |
| 高齢者同居世帯 | 2,339 | 36.3 | 2,065 | 31.7 | 1,692 | 26.5 | -27.7 |

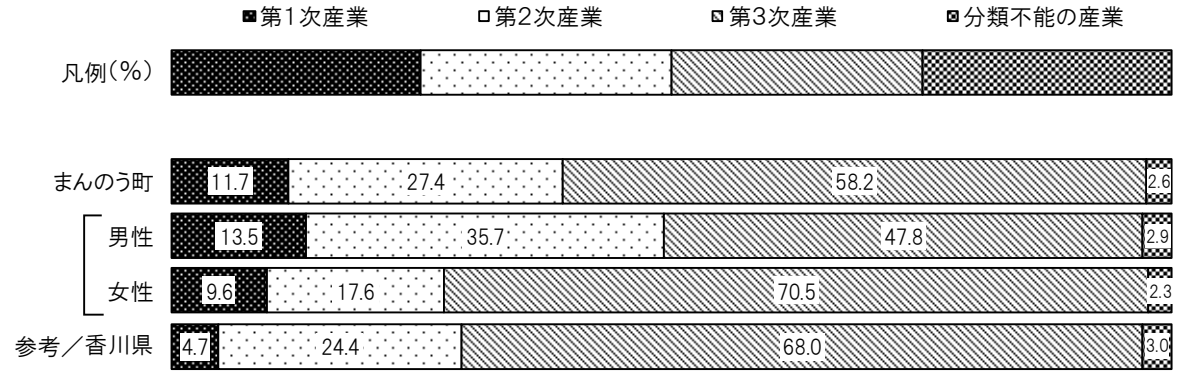
注：増減率は、2015（平成 27）年から 2025（令和７）年にかけての増減割合
資料：国勢調査

## （６）産業別就業者構成比

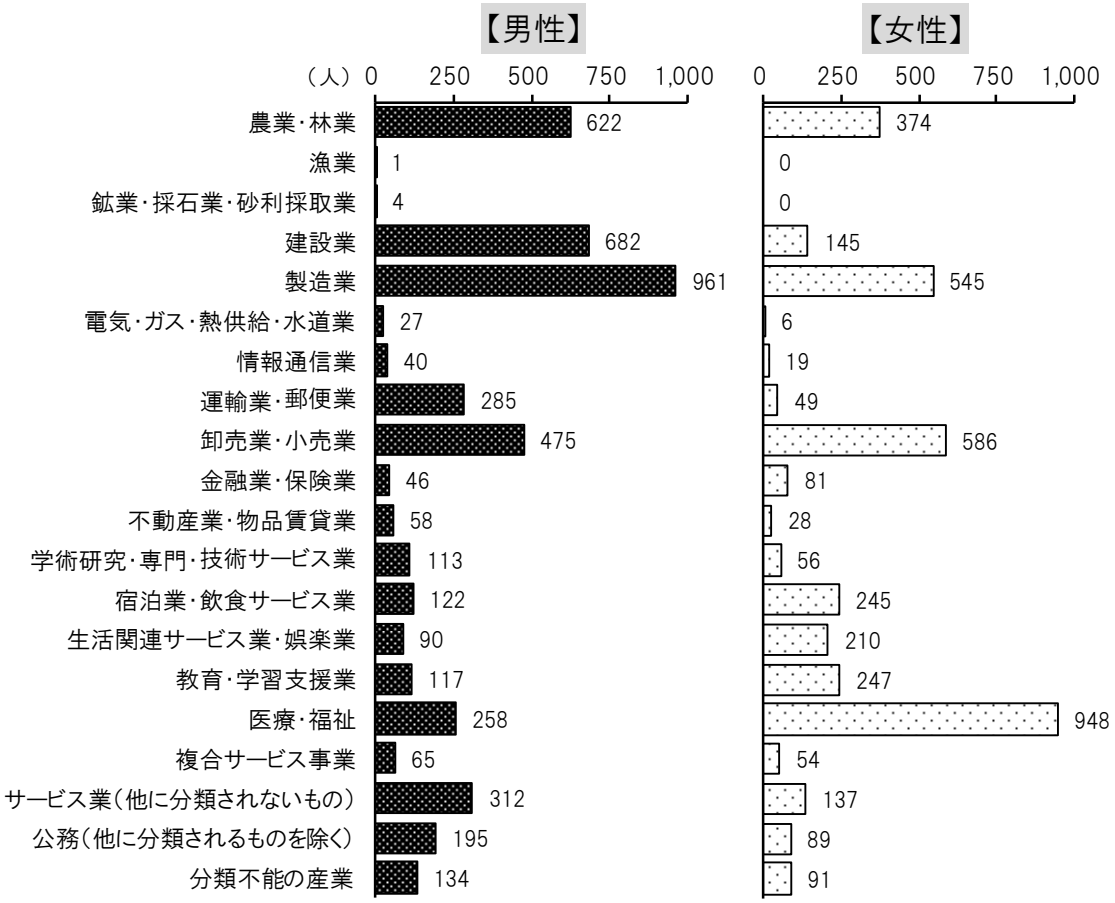
本町の産業別就業者構成比をみると、2020（令和２）年では第１次産業の割合が 11.7%、第２次産業が 27.4%、第３次産業が 58.2%となっています。香川県全体と比べ、第１次産業の割合は高くなっていますが、第３次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】




【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】




資料：国勢調査（2020（令和２）年）

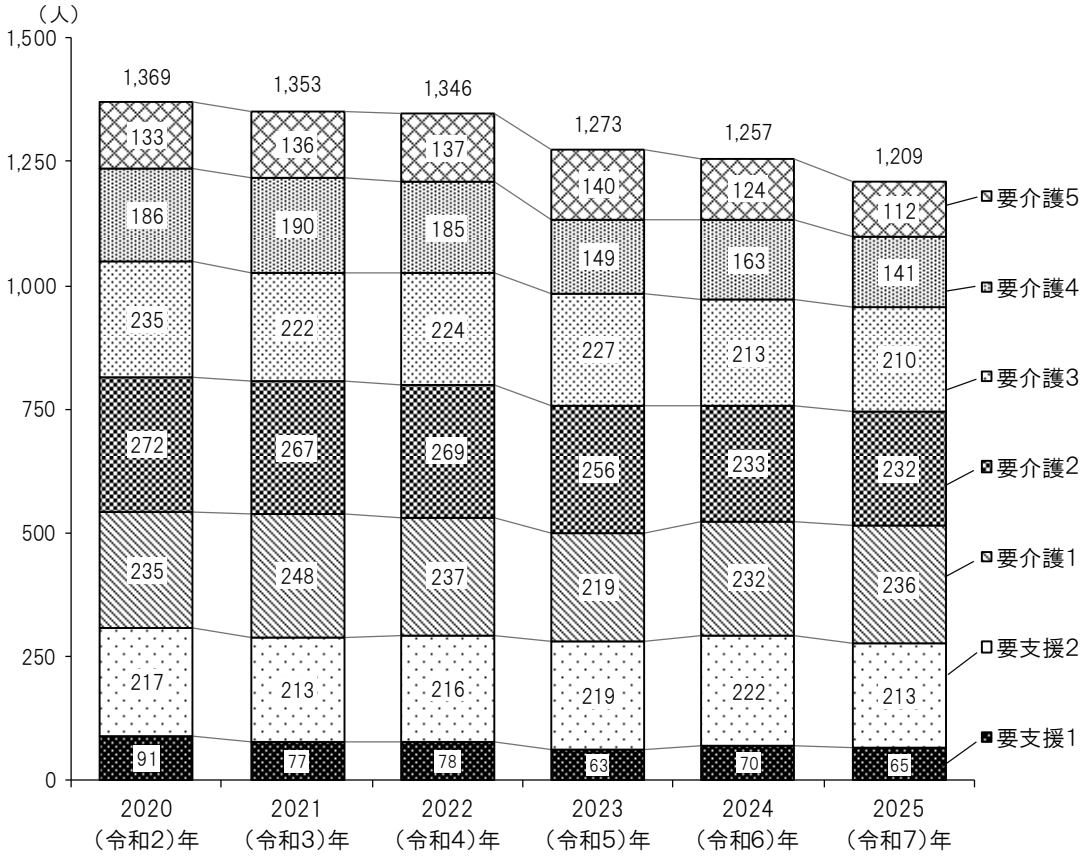
## ２　高齢者の現状

### （１）要介護等認定者数

介護保険の対象者となる要介護等認定者数の推移をみると、減少傾向で推移しており、2025（令和７）年は1,209人となっています。

要介護度別でみると、要介護１及び要介護２が多くなっています。

【 要介護等認定者数の推移 】




資料：介護保険事業状況報告（各年３月末日現在）

### （２）認知症高齢者の状況

町内における認知症高齢者数をみると、減少傾向にありましたが2024（令和６）年に増加に転じ、2025（令和７）年は283人となっています。

【 認知症高齢者の状況 】

| | 2020（令和2）年 | 2021（令和3）年 | 2022（令和4）年 | 2023（令和5）年 | 2024（令和6）年 | 2025（令和7）年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 認知症高齢者数（人） | 358 | 337 | 268 | 204 | 281 | 283 |

資料：福祉保険課（各年３月末日現在）

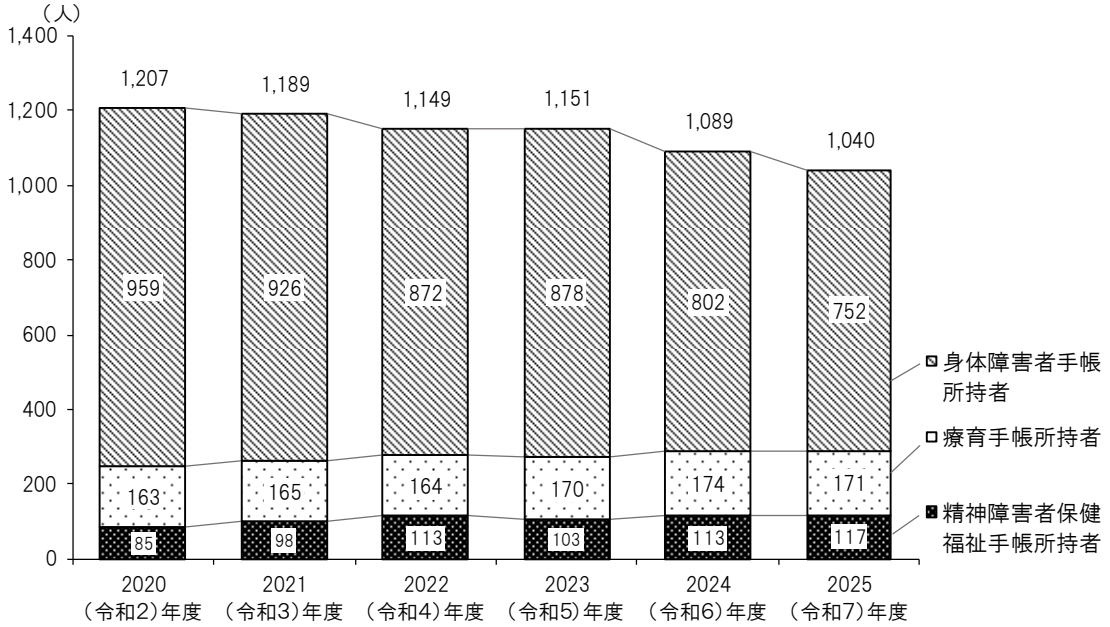
## 3　障がいのある人の状況

### （1）障害者手帳所持者の状況

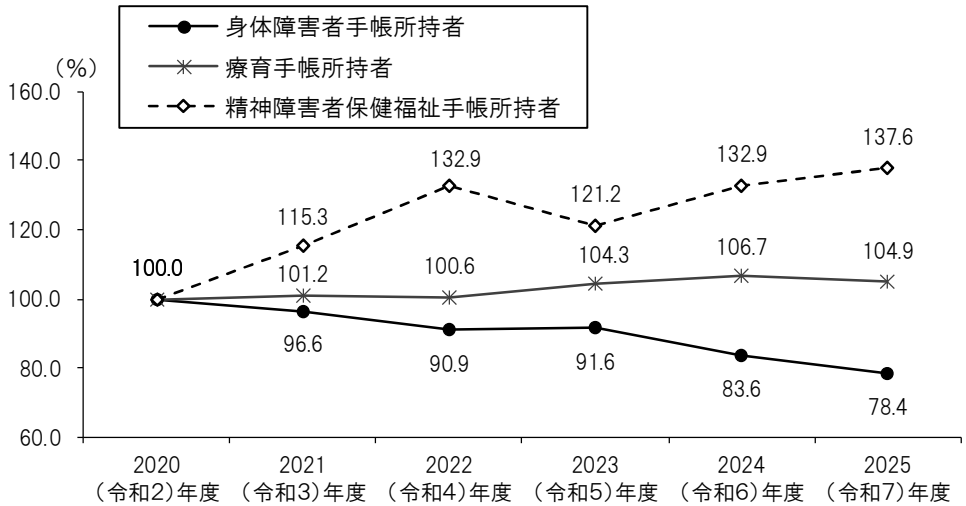
本町の障害者手帳所持者数は、減少傾向にあります。

手帳の種類別でみると、2025（令和７）年度は「身体障害者手帳所持者」が 752 人と最も多く、全体の約７割（72.3%）を占めています。「療育手帳所持者」は 171 人（全体に占める構成比 16.4%）、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は 117 人（同 11.3%）となっています。2020（令和２）年度からの推移では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加していますが「身体障害者手帳所持者」は減少しています。

【 障害者手帳所持者数の推移 】




【 障害者手帳所持者数の増減率 】




注：増減率は 2020（令和２）年度を 100 とした場合の各年の割合を示している。
資料：福祉保険課（各年度３月末日現在）

## （２）特別支援学級の状況

小学校における特別支援学級の児童数は、おおむね横ばいで推移していましたが、2026（令和８）年は 44 人と増加しています。中学校における特別支援学級の生徒数は、2026（令和８）年は 19 人となっています。

【 特別支援学級の状況 】

| | | 2021<br>(令和3)年 | 2022<br>(令和4)年 | 2023<br>(令和5)年 | 2024<br>(令和6)年 | 2025<br>(令和7)年 | 2026<br>(令和8)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校 | 学級数 | 14 | 15 | 16 | 15 | 14 | 13 |
| | 児童数(人) | 39 | 36 | 36 | 38 | 36 | 44 |
| 中学校 | 学級数 | 3 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 生徒数(人) | 8 | 15 | 22 | 21 | 17 | 19 |

資料：学校教育課（各年５月１日現在）

## 4　地域の状況

### （1）自治会数

本町では、2026（令和８）年で 231 の自治会があり、おおむね横ばいで推移しています。また、自治会加入世帯数及び自治会加入率は減少傾向にあり、2026（令和８）年で 4,153 世帯、58.1%の加入率となっています。

【 自治会数の推移 】

| | 2021<br>(令和3)年 | 2022<br>(令和4)年 | 2023<br>(令和5)年 | 2024<br>(令和6)年 | 2025<br>(令和7)年 | 2026<br>(令和8)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 自治会数 | 234 | 234 | 234 | 232 | 232 | 231 |
| 自治会加入世帯数 | 4,704 | 4,596 | 4,505 | 4,378 | 4,264 | 4,153 |
| 自治会加入率(%) | 63.0 | 62.2 | 60.7 | 60.6 | 59.2 | 58.1 |

資料：企画政策課（各年４月１日現在）

### （2）避難行動要支援者数

避難行動要支援者数は減少傾向にあり、2026（令和８）年は 462 人となっています。

【 避難行動要支援者数の推移 】　（単位：人）

| | 2021<br>(令和3)年 | 2022<br>(令和4)年 | 2023<br>(令和5)年 | 2024<br>(令和6)年 | 2025<br>(令和7)年 | 2026<br>(令和8)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 避難行動要支援者数 | 612 | 556 | 527 | 493 | 479 | 462 |

資料：福祉保険課（各年３月末日現在）

### （3）民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況

本町の民生委員・児童委員は 58 人、主任児童委員は４人となっています。

【 民生委員・児童委員及び主任児童委員の状況 】　（単位：人）

| | 2021<br>(令和3)年 | 2022<br>(令和4)年 | 2023<br>(令和5)年 | 2024<br>(令和6)年 | 2025<br>(令和7)年 | 2026<br>(令和8)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 民生委員･児童委員 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 |
| 主任児童委員 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

資料：福祉保険課（各年 12 月１日現在）

## ５　福祉的課題を抱えている人の状況

### （１）生活保護世帯数

本町の生活保護世帯数は、緩やかに減少しており、2026（令和８）年は 38 世帯となっています。保護人員も減少傾向にあり、2026（令和８）年は 45 人となっています。

【 生活保護世帯数・保護人員の推移 】

| | 2021<br>(令和3)年 | 2022<br>(令和4)年 | 2023<br>(令和5)年 | 2024<br>(令和6)年 | 2025<br>(令和7)年 | 2026<br>(令和8)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 受給世帯数(世帯) | 49 | 51 | 47 | 42 | 37 | 38 |
| 保護人員(人) | 60 | 68 | 62 | 52 | 44 | 45 |

資料：福祉保険課（各年４月１日現在）

### （２）高齢者虐待に関する相談件数

本町の高齢者虐待に関する相談件数は、2025（令和７）年度は９件となっています。

【 高齢者虐待に関する相談件数の推移 】　（単位：件）

| | 2020<br>(令和2)年度 | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 4 | 6 | 6 | 4 | 5 | 9 |

資料：福祉保険課（各年度３月末日現在）

### （３）児童虐待に関する相談件数

本町の児童虐待に関する相談件数は、近年はおおむね横ばいで推移しており、2025（令和７）年は 13 件となっています。

【 児童虐待に関する相談件数の推移 】　（単位：件）

| | 2020<br>(令和2)年 | 2021<br>(令和3)年 | 2022<br>(令和4)年 | 2023<br>(令和5)年 | 2024<br>(令和6)年 | 2025<br>(令和7)年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 23 | 12 | 19 | 14 | 14 | 13 |

資料：福祉保険課（各年３月末日現在）

## 【２】現行計画期間における取組内容の点検と評価

本町では、2017（平成 29）年３月に改訂された現行計画に基づいて実行している事業について、ＰＤＣＡサイクルの考え方を踏まえ、定期的にその進捗状況を点検し、評価しながらその後の取組に反映させてきました。

ここでは、現行計画期間における取組内容の点検と評価結果を総括し、今後の課題を示しています。

| 1 | 人権教育・啓発の推進 |
|---|---|

施策１　人権教育の推進

（１）学校教育の推進

【 これまでの主な取組内容 】

○ 各園・各校で「人権・同和教育推進計画」を毎年度策定し、学校教育活動全体の中で人権教育の推進を図りました。

○ 基本的生活習慣の定着や基礎学力の向上のため、児童・生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導に努めました。

○ 県等の研究会で実践的研究発表を行いました。

○ 教職員や保育者が、人権教育の担い手としての資質の向上を図るため、研修に参加しました。

○ 家庭訪問や教育相談、人権擁護委員による人権教室、人権集会への参加などを通して、家庭・学校・地域が連携し、人権教育の環境づくりを図りました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ○ 「人権・同和教育推進計画」の策定自体が目的化しないよう、実践につながる実効性の高い取組として定着させていくことが必要です。<br>○ 児童・生徒の基本的生活習慣や学びの習慣の定着には時間を要するため、引き続き個々に寄り添った継続的な支援が必要です。<br>○ 研究発表や先進事例の共有を、各園・各校の取組の改善につないでいくことが必要です。<br>○ 本町の正規職員だけでなく会計年度任用職員を含め、幅広く研修に参加しやすい体制づくりを進める必要があります。<br>○ 人権教室の対象学年・対象校の拡大や家庭・学校・地域の連携の強化を図ることが必要です。 |

（2）社会教育の推進

【 これまでの主な取組内容 】

○ ＰＴＡ活動や講演会、研修会を通して、家庭教育における人権意識の向上に努めました。
○ 教職員や人権担当職員を対象に各種研修会・研究大会への参加を進め、指導体制の充実を図りました。
○ 国・県・関係団体が作成したパンフレットやＤＶＤ、解放新聞等を活用し、教材・資料の整備と活用を進めました。
○ 仲多度郡３町による行政職員の階層別研修や町民向け講演会、公民館関係者向け研修、人権フェスタの開催など、地域が一体となった人権教育を進めました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 講演会や研修会の参加者が固定化する傾向にあるため、若手職員や新規参加者に広げる工夫が必要です。<br>○ 参加しやすい日程・時間帯・会場設定など、参加の促進に向けた環境の改善が必要です。<br>○ 指導的立場にある職員に偏らない研修機会の確保をはじめ、継続的な人材の育成が必要です。<br>○ 町独自の教材づくりや講義形式に偏らない、多様な研修手法の検討が必要です。<br>○ 広域研修や地域行事では、テーマ設定や講師選定、参加者の拡大に向けた検討が必要です。 |

施策２ 人権啓発の推進

（1）町民への人権啓発

【 これまでの主な取組内容 】

○ 男女共同参画講演会、人権・同和問題講演会、部落解放香川県講演会、町人権同和問題研修会、パネル展など、多様な学習機会を設けました。
○ 町の広報やホームページ、行政告知端末、街頭啓発キャンペーン、啓発グッズの配布、会館だよりの発行など、多様な媒体を活用した周知、啓発に取り組みました。
○ 国・県・法務局・人権擁護委員・関係団体等と連携し、講演会や啓発イベントを実施しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 講演会や研修会は参加できる人や時間が限られ、参加者の固定化や参加者数の減少傾向がみられるため、より多くの住民に届く方法の工夫が必要です。<br>○ いつでも、どこでも、だれでも人権に触れられるよう、日常的に接点を持てる啓発手法の充実が求められます。<br>○ 会館だより等の内容面を工夫し、単なる行事案内にとどまらない効果的な啓発につなぐ必要があります。<br>○ 関係機関との連携を更に深めるとともに、人権擁護委員等の担い手の確保や負担の軽減に対する検討が必要です。 |

（2）企業等への人権啓発

【 これまでの主な取組内容 】

○ 建設業組合や町商工会と連携し、講演会・研修会の案内や企業内研修への働きかけを行いました。

○ 採用における差別の防止やセクシュアルハラスメントの防止、雇用機会の均等に関する周知、啓発を進めました。

○ 国や県等が作成した人権に関するパンフレットを役場や商工会に設置し、情報提供を行いました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 講演会・研修会について、参加企業や参加者が固定化する傾向があるため、経営者層を含めた幅広い参加の促進が必要です。<br>○ 商工業だけでなく、農業団体や個人事業主、家族経営、小規模事業者等への働きかけを推進することが必要です。<br>○ 町内企業への啓発が広く行き届くよう、継続的な周知体制の充実が必要です。<br>○ ポスターやパンフレット等の掲示物が埋もれやすいため、見やすく手に取りやすい情報提供の工夫が必要です。 |

| 2 | 各人権課題に対する取組の推進 |
|---|---|

施策１　同和問題

【 これまでの主な取組内容 】

○ 町職員や教職員等を対象とした隣保館研修や現地研修、地域住民との交流を通して、同和問題に関する理解の促進を図りました。

○ 人権・同和問題意識調査の実施をはじめ、本人通知制度※1の周知、第三者不正取得に係る被害者告知制度※2の導入など、制度面での取組を進めました。

○ 隣保館職員の地元での雇用や出張ハローワークの開催など、雇用の促進に向けた支援を行いました。

○ 「えせ同和行為」への対応方針やマニュアルを整備し、関係機関との情報共有や注意喚起を行いました。

○ 長尾会館を拠点として、人権フェスタやふれあいサロン、交流会、100 円モーニング等の地域交流事業を実施しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
|---|
| ○ 研修参加者や対象者が偏らないよう、階層や役割に応じた計画的な参加の促進が必要です。<br>○ 研修や啓発の内容がマンネリ化しないよう、手法やテーマの見直しを行う必要があります。<br>○ 意識調査については、経年変化を把握できるよう、設問内容や分析方法を工夫することが求められます。<br>○ 本人通知制度の登録者数が伸び悩んでおり、制度の周知活動を充実する必要があります。<br>○ 「えせ同和行為」への対応力やノウハウの継承、統一的な組織対応が必要です。<br>○ 長尾会館を、町内全域の住民が気軽に利用できる場として周知し、新規参加者を増やしていくことが必要です。 |

※1 住民票の写しや戸籍証明書等を、第三者等に交付した場合、事前に登録した本人にその事実を知らせる制度のこと。

※2 住民票の写しや戸籍証明書等が、不正に取得された場合、被害を受けた本人にその事実を知らせる制度のこと。

施策２　女性

【 これまでの主な取組内容 】

○ 「第３次まんのう町男女共同参画プラン」に基づき、パネル展や講演会、女性議会、日本女性会議への参加、女性活躍実践アイデア懸賞事業等を実施しました。
○ 職員を対象としたハラスメント研修や育児・介護と仕事の両立を支援するための制度の周知活動、時間外勤務の削減等に取り組みました。
○ 小学生・中学生向けパンフレットの配布や性的少数者に関する啓発資料の作成、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入・運用を進めました。
○ 事業主等に対し、雇用における機会均等や待遇改善に関する周知、啓発を行いました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 男女共同参画推進員や女性議会参加者など、担い手や参加者の確保が課題です。<br>○ 講演会や取組内容の固定化を防ぎ、実効性ある取組へとつないでいく必要があります。<br>○ 女性の審議会委員や管理職、女性議員の増加など、具体的な成果につなぐ視点が求められます。<br>○ 家庭や地域、職場に残る性別役割分担意識の見直しを進める必要があります。<br>○ ハラスメント対策や相談体制の充実、管理職の対応力の向上が引き続き課題です。<br>○ 小規模事業者や農林業、自営業を含めた就業環境の整備と啓発活動の充実が必要です。 |

施策３　子ども

【 これまでの主な取組内容 】

○ 児童の権利に関する講演会や掲示、民生委員児童委員協議会での研修等を通して、子どもの権利に関する周知を進めました。
○ いじめや不登校等への対応として、学校における相談体制の整備や関係機関との連携を図りました。
○ 児童虐待防止推進月間に合わせた啓発、子ども家庭総合支援拠点の設置、要保護児童対策地域協議会の運営、ショートステイ・トワイライトステイの整備など、虐待防止体制の充実を図りました。
○ 園や学校だけでは対応が難しい事案について、関係者と連携して対応しました。また、人権フェスタでの中学生ボランティアなど、地域との関わりを通した健やかな成長を支援しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 子どもの権利に関する取組は、関係課が多岐にわたることから、庁内で情報を共有し、連携を強化していく必要があります。<br>○ 子どもが権利の主体であることについて、大人自身が理解をより深めていくことが必要です。<br>○ いじめや不登校等について、取り残される子どもが生じないよう、学校と関係機関の連携を更に深める必要があります。<br>○ 虐待対応では、プライバシーに配慮しながら迅速に対応できる体制を整えることが求められます。<br>○ 法改正を踏まえた組織の一体化や支援体制の整理を進める必要があります。<br>○ 子どもが地域住民と関わりながら成長できる場づくりや適切な参加機会の確保が必要です。 |

施策４　高齢者

【 これまでの主な取組内容 】

○ 講演会等を通じて、高齢者に対する差別の防止や理解の促進に向けた啓発を行いました。

○ 2024（令和６）年１月１日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）※1」を踏まえ、香川県との協働による認知症共生社会の実現に向けたモデル事業、住民向けイベント、医療・介護専門職向け多職種研修を実施しました。

○ 高齢者虐待防止や権利擁護に関する協議会・実務者会を開催し、関係機関との連携の強化を図りました。

○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施をはじめ、人生会議（ＡＣＰ）※2の啓発、未来ノートの配布などを行いました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ モデル事業を町の予算や人員体制の中で継続可能な取組として定着させる工夫が必要です。<br>○ 認知症や介護を必要とする高齢者、その家族に対する支援・相談体制について、地域全体の理解を更に深める必要があります。<br>○ 虐待防止や成年後見制度の利用促進を含めた会議体の統合後は、内容の充実と一層の連携の強化が求められます。<br>○ ＡＣＰやフレイル予防について、町民が身近なこととして受け止め、無理なく取り組めるよう、分かりやすい啓発を充実する必要があります。 |

※1 令和５年法律第 65 号

※2 将来の心身の変化や生命に危険が迫った状態など、様々な変化に備え、本人が望む医療やケアをどのように行うべきか、家族や医療、ケアチームなど信頼できる人と話し合い、本人の人生観や価値観、希望に沿った意思決定を支援するプロセスのこと。（アドバンス・ケア・プランニング）

施策５　障がい者

【 これまでの主な取組内容 】

○ 障がいのある当事者による相談活動や講演会への参加、障がいのある人を講師に招いた講演会等を通して、町民への理解の促進に向けた啓発を行いました。

○ 虐待等防止・権利擁護協議会や自立支援に関する情報共有会を開催し、関係団体との連携を図りました。

○ 中学生ボランティアによる高齢者施設での活動等を通して、福祉や障がいに対する理解を深める取組を進めました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）※」等の制度の周知だけでなく、一般住民の理解を更に深めていく必要があります。<br>○ 町内に入所施設や作業所が少ないため、当事者と住民が直接交流できる場の確保が課題です。<br>○ ボランティア体験にとどまらず、障がいへの理解をより深める教育内容へ発展させていくことが求められます。<br>○ 地域の社会基盤や受入環境の整備についても引き続き検討が必要です。 |

※ 平成 25 年法律第 65 号

施策６　外国人

【 これまでの主な取組内容 】

○ 学校において人権・同和教育教材を活用した授業を行い、国際理解教育を進めました。

○ 中学生の海外派遣やヘイトスピーチに関する広報物の配布等を通して、外国人への理解の促進に努めました。

○ ごみ分類早見表の多言語化、観光ガイドの英語版・中国語版作成など、多言語情報の提供を進めました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 町内に住む外国人の多様な言語、文化、宗教、生活習慣について理解を深めるため、啓発の充実が必要です。<br>○ 外国人住民が日本で生活する上で必要となるルールやマナーを、多言語で分かりやすく伝える工夫が求められます。<br>○ 防災案内や各種標識、町が作成するパンフレット等の多言語対応について、今後の取組の充実が必要です。<br>○ 外国人住民の困りごとや要望を把握する場づくり、対応する職員のスキルの向上が必要です。<br>○ 海外派遣等で得た学びを、学校教育や地域の理解の促進に生かしていくことが求められます。 |

施策７　ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等

【 これまでの主な取組内容 】

○ 新型コロナウイルス感染拡大時には、感染者やその家族等への差別を防止するため、啓発パンフレットの配布や町のホームページ、行政告知端末による啓発を行いました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 感染症について正しい情報を分かりやすく伝え、不安や恐れによる偏見や差別につながることがないよう、正しい理解を深めていく必要があります。<br>○ 根拠のない情報や不確かな情報に惑わされず、誰もが冷静に行動できるよう、継続的な啓発が必要です。 |

施策８　インターネットによる人権侵害

【 これまでの主な取組内容 】

○ 学校ではＩＣＴ（情報通信技術）支援員による研修を行い、情報モラルの向上や情報教育の推進を図りました。

○ インターネットによる人権侵害の防止に関する啓発をはじめ、必要に応じて個別指導を行いました。

○ 被害当事者を講師に招いた講演会を開催し、インターネットの危険性や人権侵害の深刻さへの理解の促進に努めました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ インターネット上の情報発信が相手に与える影響について、子どもも大人も理解を深められるよう、啓発を進める必要があります。<br>○ 町民一人ひとりが、表現の自由との関係も踏まえながら、人権侵害に当たる行為について正しく理解できるよう、啓発していくことが課題です。<br>○ スマートフォンやＳＮＳを身近に使う若年層に対し、情報教育や啓発を充実していく必要があります。<br>○ 技術の進展に伴い、国の制度やルールづくりの動向も踏まえながら、町としても継続的に情報収集や啓発に取り組む必要があります。 |

施策９　さまざまな人権問題

【 これまでの主な取組内容 】

○ 中学校でジェンダーレス制服を導入したほか、性的少数者に関するパンフレットの作成、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入・運用、講演会の開催などを通して、様々な人権課題への理解の促進を図りました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 新たに生じる人権課題にも対応できるよう、町職員等が継続的に情報収集を行うとともに、研修等へ参加することが必要です。<br>○ 特に若年層に関わるインターネット上の悪質な書き込みや中傷は、いじめや重大な人権侵害につながるおそれがあるため、学習機会や啓発の充実が必要です。 |

## ３　人権に関わりの深い特定職業従事者への取組の推進

施策１　行政職員

【 これまでの主な取組内容 】

○ 新規採用職員研修や人権啓発推進員を通した研修、仲多度郡の階層別研修、現地研修等を実施し、行政職員の人権意識の向上に努めました。

○ 住民対応において、性別による先入観にとらわれず、本人の意思確認やＤＶ等への配慮を重視した実務の整理を進めました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 町職員研修の対象を会計年度任用職員にも広げ、組織全体で学ぶ体制を整える必要があります。<br>○ 現地研修については、講師の高齢化等も踏まえ、今後の実施方法や内容を見直していくことが課題です。<br>○ 住民対応や広報、各種様式について、無意識の思い込みに基づく表現等がないかを点検し、実務の標準化を進めていく必要があります。<br>○ ＤＶ等の慎重な対応が必要な相談について、本人の安全への配慮や意思確認を日常業務の中で徹底していく必要があります。 |

施策２　教職員等

【 これまでの主な取組内容 】

○ 教職員を対象とした隣保館研修や現地研修、新規転入職員向け研修を実施し、人権課題への理解を深めました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 平日の研修参加が難しい教職員もいるため、参加しやすい研修機会の設定や不参加者への情報共有が必要です。<br>○ 現地研修では講師の高齢化が進んでおり、今後の研修の在り方や継承方法の検討が課題です。 |

施策３　医療・保健関係者

【 これまでの主な取組内容 】

○ 認知症共生社会の実現に向けた支援モデル事業の中で、医療・保健・介護関係者を対象とした多職種研修を実施しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 町内の医療機関が限られる中で、医療・保健・介護関係者が認知症に関する正しい理解を深め、認知症共生社会の実現に向けた取組に関わることができるよう、継続的な働きかけを行うことが課題です。<br>○ モデル事業終了後も取組を継続できるよう、町の体制や財源を踏まえた実施方法を検討する必要があります。 |

施策４　福祉関係者

【 これまでの主な取組内容 】

○ 各種講演会や研修会への参加を呼びかけるとともに、認知症共生社会の実現に向けた支援モデル事業の中で、医療・介護・福祉関係者を対象とした多職種研修を実施しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 福祉関係者は多岐にわたるため、より多くの関係者が講演会や研修会等に参加できるよう、関係者の理解を深めていくことが必要です。<br>○ モデル事業で実施した研修等を継続可能な取組として定着させるため、町の体制や財源を踏まえた実施方法を検討する必要があります。 |

施策５　その他

【 これまでの主な取組内容 】

○ 弁護士、司法書士、行政書士等の専門職に対して、職務上請求の適正な取り扱いや戸籍等の不正取得の防止に向けて、関係機関と情報を共有するとともに、本人通知制度を運用しました。

○ 特定の個人や地域、属性に対する差別的な発言や落書き、差別的文書等の事案について、関係機関と情報を共有し、必要な対応を検討しました。

| 点検・評価結果から見た今後の主な課題 |
| --- |
| ○ 専門職等に対し、職務上請求の適正な取り扱いや戸籍等の不正取得防止に関する啓発を進めるため、県や関係団体との連携を強化する必要があります。<br>○ 本人通知制度の登録者数が伸び悩んでおり、制度の目的や利用方法を分かりやすく周知していくことが課題です。<br>○ 差別的な投稿や文書等については、事件性・犯罪性が疑われる場合の関係機関への相談・連携を含め、町としての対応範囲や役割分担を整理していく必要があります。 |

## 【3】アンケート調査結果から読み取れる現状

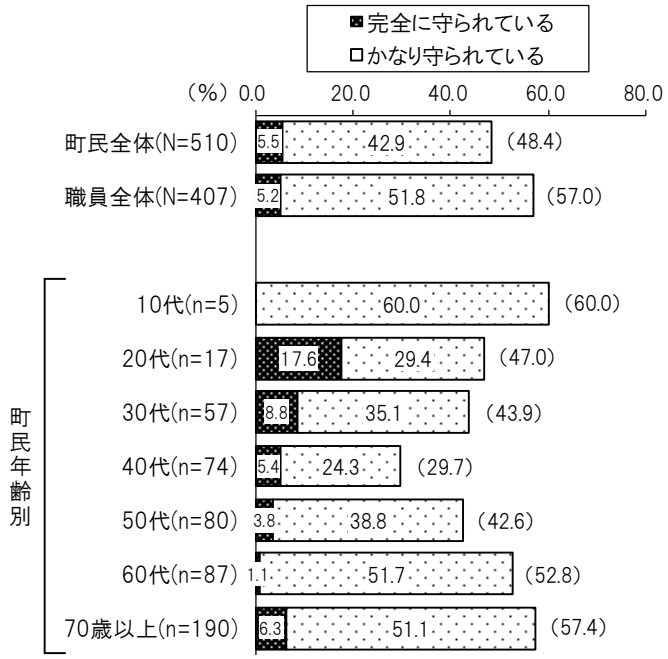
【 調査の概要 】

| | 人権・同和問題意識調査<br>（町民調査） | 人権・同和問題意識調査<br>（職員調査） |
|---|---|---|
| 調査対象 | 本町在住の 18 歳以上の町民<br>（無作為抽出） | 本町内在職の町職員・教職員<br>（幼稚園・保育園（こども園）等） |
| 調査方法 | 郵送配布～郵送回収、<br>インターネットによる回答 | 郵送配布～郵送回収、<br>インターネットによる回答 |
| 調査期間 | 2025（令和７）年<br>７月９日（水）～９月 30 日（火） | 2025（令和７）年<br>７月９日（水）～９月 30 日（火） |
| 回答状況<br>（本町） | 配布数　1,500 件<br>有効回答数　510 件<br>有効回答率　34.0% | 配布数　522 件<br>有効回答数　407 件<br>有効回答率　77.9% |

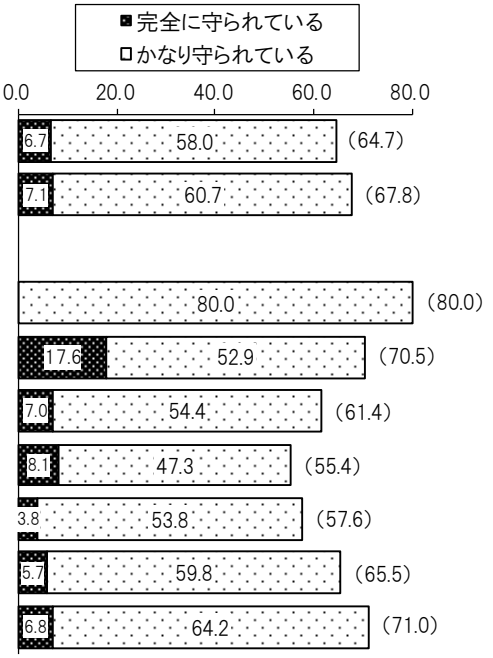
### 1　基本的人権に関する意識

○ 生まれや職業による差別の禁止については、町民の半数近く（48.4%）、職員の６割近く（57.0%）が「守られている」と回答しています。結婚における本人同士の合意についても、町民、職員それぞれ６割以上が「守られている」と回答しています。一方で、町民の 40 代では「守られている」と回答した割合が、ほかの年齢層を大きく下回っています。

【 生まれや職業による差別禁止が守られていることについて 】



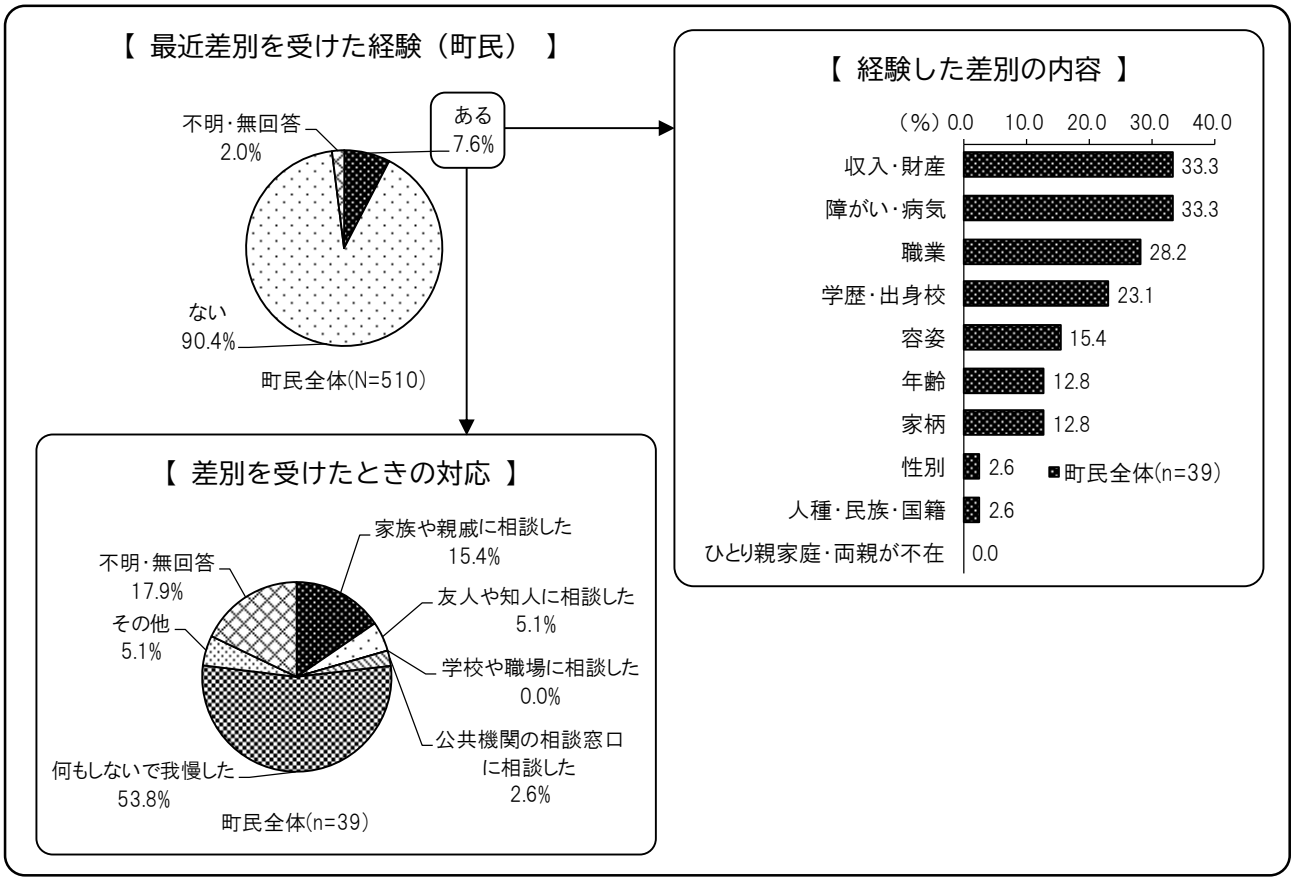

【 結婚における本人同士の合意が守られていることについて 】




注１：（ ）内数値は合計値
注２：町民年齢別の 10 代については、件数（n=）が少ないため参考値として参照（以下同様）

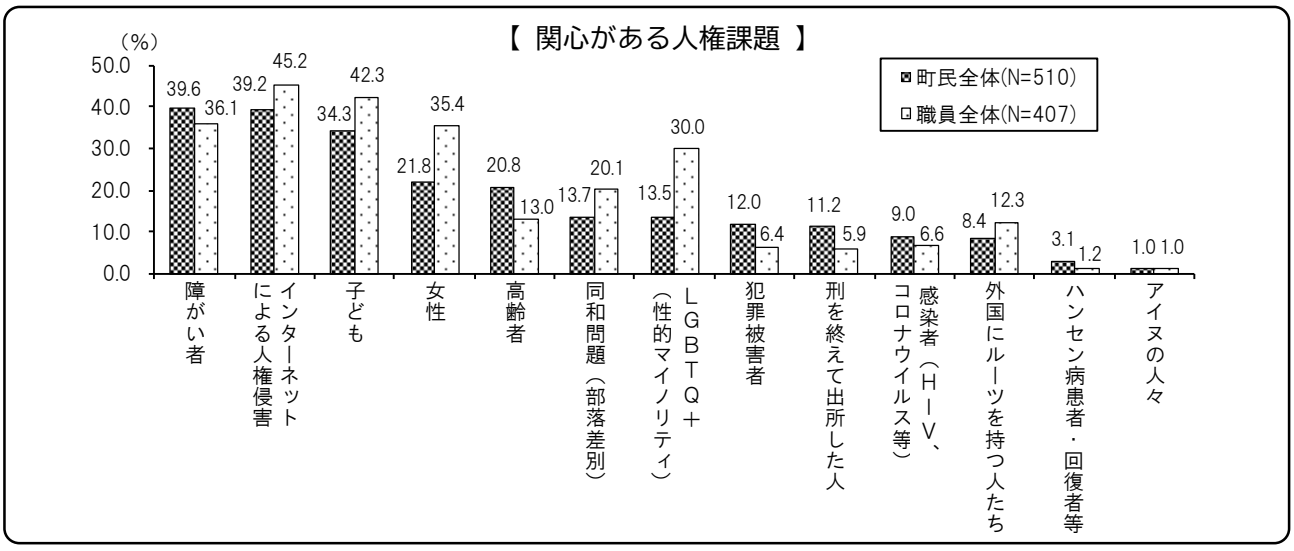
## 2　差別を受けた経験

○ 最近差別を受けた経験については「ない」が大半（90.4%）を占めていますが、「ある」と回答した人も１割未満（7.6%）みられます。経験した差別の内容としては「収入・財産」「障がい・病気」「職業」などが上位を占めています。また、差別を受けたときの対応では「何もしないで我慢した」が過半数（53.8%）を占めています。



## 3　関心がある人権課題

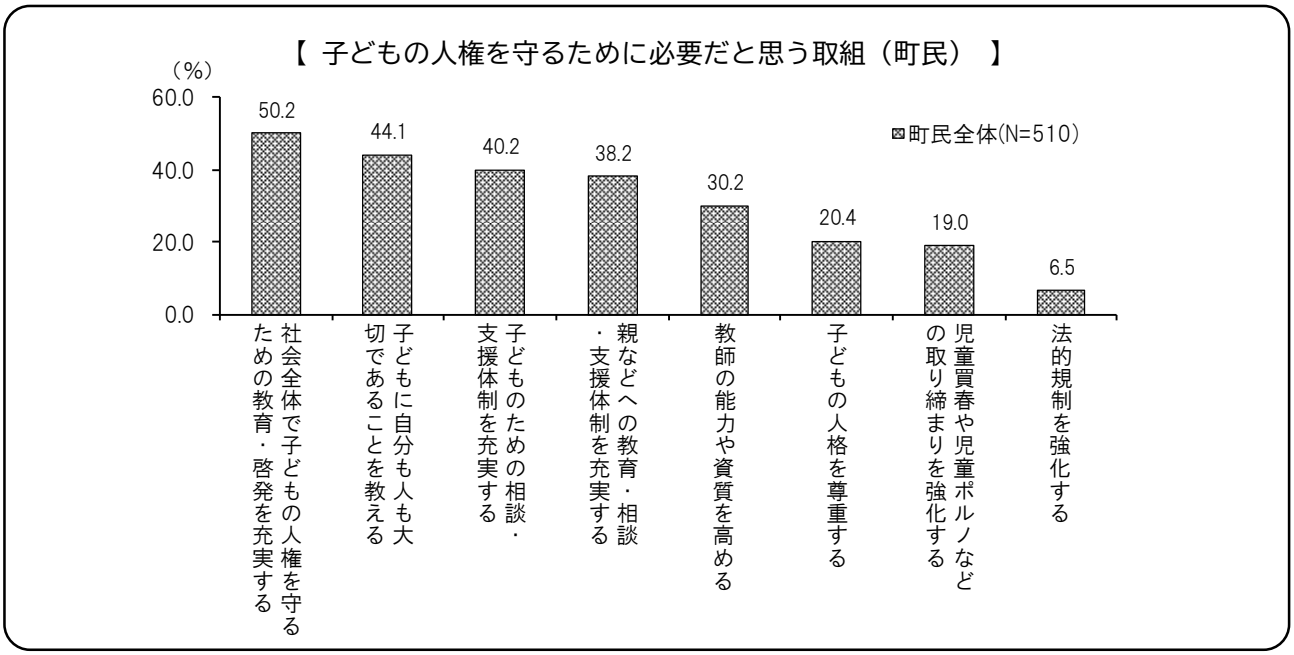
○ 関心がある人権課題については、町民では「障がい者」「インターネットによる人権侵害」「子ども」などが上位を占めています。職員では「インターネットによる人権侵害」「子ども」に加え、「女性」「ＬＧＢＴＱ＋※（性的マイノリティ）」「同和問題（部落差別）」への関心も比較的高くなっています。




※ 次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ（性的少数者）」とも呼ばれている。「Ｌ（レズビアン）：女性の同性愛者」「Ｇ（ゲイ）：男性の同性愛者」「Ｂ（バイセクシュアル）：両性愛者」「Ｔ（トランスジェンダー）：出生時の性別と自認する性が異なる人」「Ｑ（クエスチョニング）：自認する性が定まらない人などの総称」「＋（プラス）：その他の多様な性の在り方を示す表記」

## 4　子どもの人権について

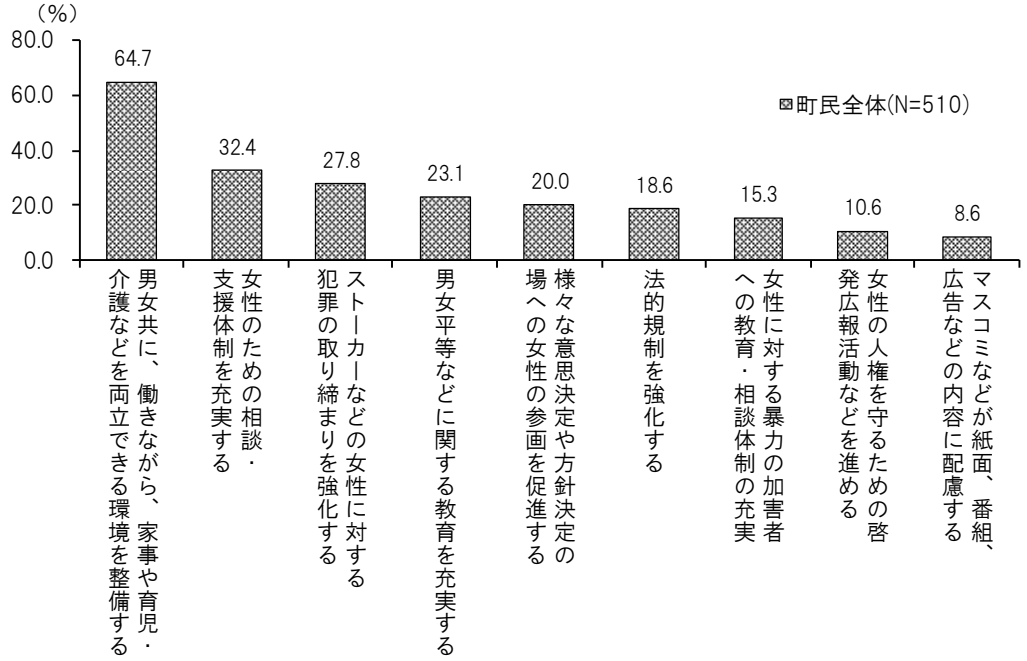
○ 子どもの人権を守るために必要だと思う取組としては「社会全体で子どもの人権を守るための教育・啓発を充実する」が最も多く、次いで「子どもに自分も人も大切であることを教える」「子どものための相談・支援体制を充実する」などが続いています。子ども自身への人権教育と、社会全体で子どもを支える体制に関する項目が上位を占めています。



## 5　女性の人権について

○ 女性の人権を守るために必要だと思う取組としては「男女共に、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が６割を超え（64.7%）最も多くなっています。次いで「女性のための相談・支援体制を充実する」「ストーカーなどの女性に対する犯罪の取り締まりを強化する」が続き、仕事と家庭の両立支援に加え、相談支援や安全の確保に関する項目が上位を占めています。

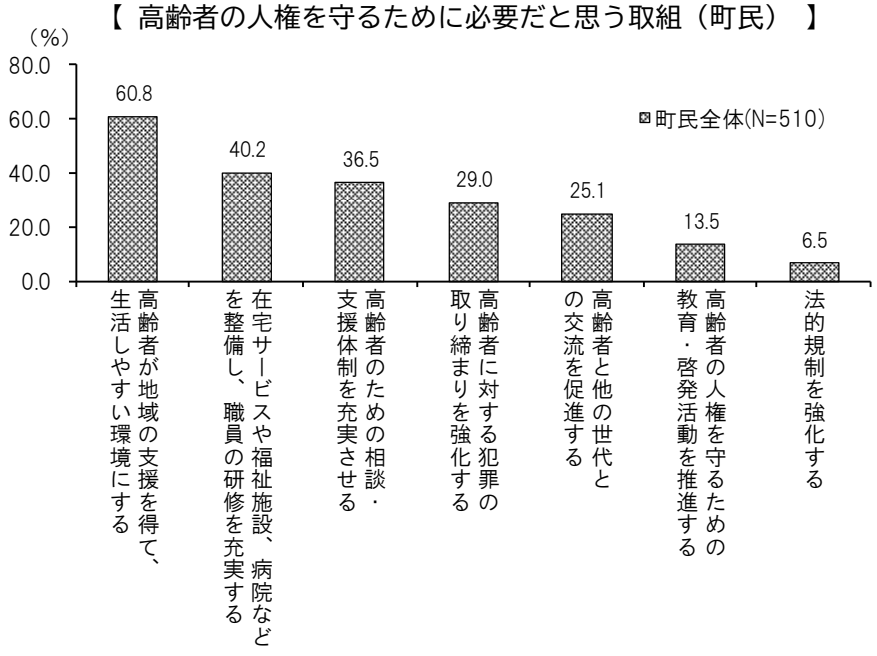
【 女性の人権を守るために必要だと思う取組（町民） 】



## 6　高齢者の人権について

○ 高齢者の人権を守るために必要だと思う取組としては「高齢者が地域の支援を得て、生活しやすい環境にする」が最も多く、以下「在宅サービスや福祉施設、病院などを整備し、職員の研修を充実する」「高齢者のための相談・支援体制を充実させる」の順となっています。地域で安心して暮らし続けるための生活環境や相談・支援体制に関する項目が上位を占めています。

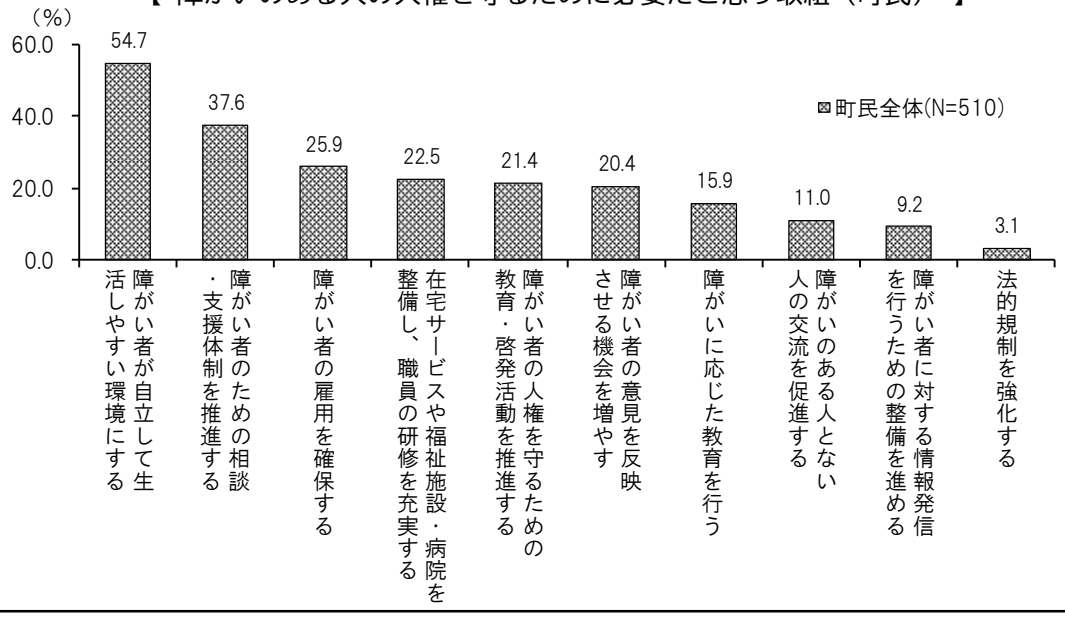
【 高齢者の人権を守るために必要だと思う取組（町民） 】




## 7　障がいのある人の人権について

○ 障がいのある人の人権を守るために必要だと思う取組としては「障がい者が自立して生活しやすい環境にする」が最も多く、以下「障がい者のための相談・支援体制を推進する」「障がい者の雇用を確保する」が続いています。生活環境の整備や相談支援、就労に関する項目が上位を占めています。

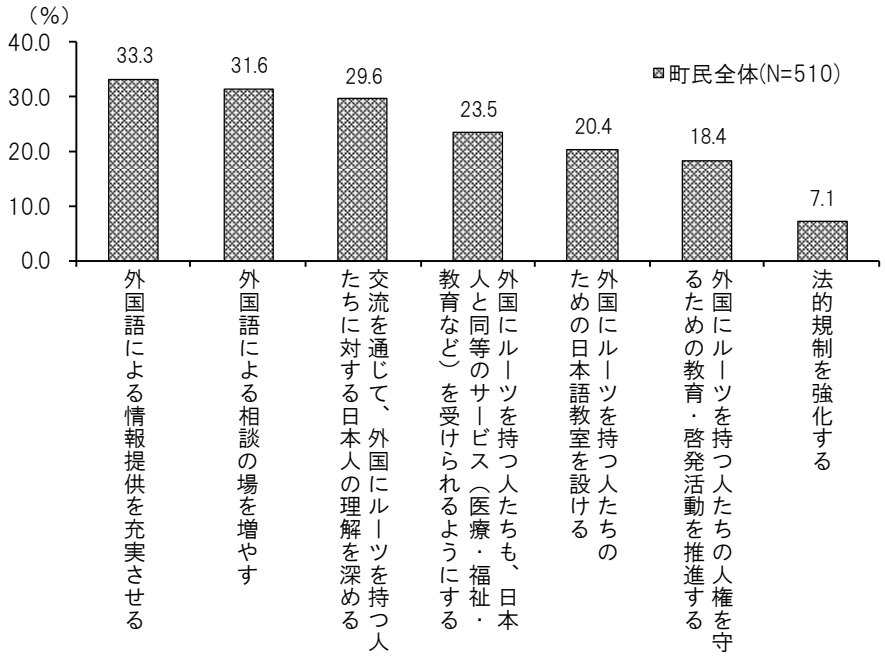
【 障がいのある人の人権を守るために必要だと思う取組（町民） 】



## 8　外国にルーツを持つ人の人権について

○ 外国にルーツを持つ人の人権を守るために必要だと思う取組としては「外国語による情報提供を充実させる」が最も多く、次いで「外国語による相談の場を増やす」「交流を通じて､外国にルーツを持つ人たちに対する日本人の理解を深める」が続いています。多言語での情報提供や相談の場、相互理解に関する項目が上位を占めています。

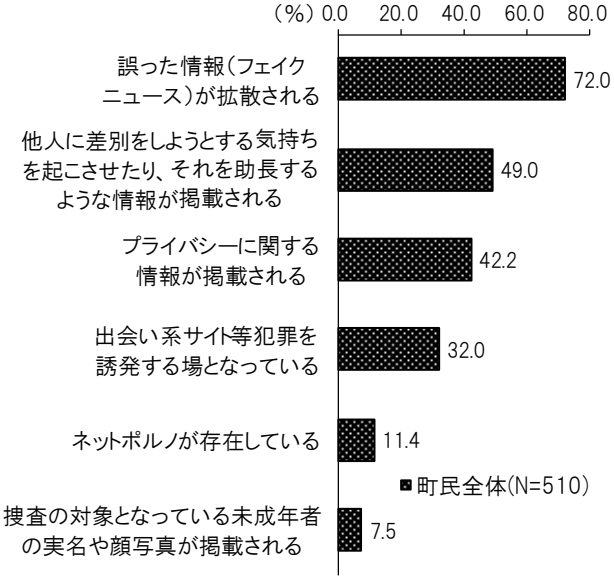
【 外国にルーツを持つ人の人権を守るために必要だと思う取組（町民） 】



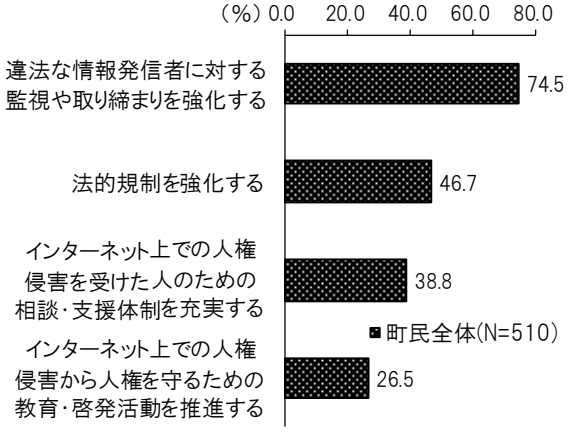
## 9　インターネット上における人権について

○ インターネット上の人権侵害に関する問題点としては「誤った情報（フェイクニュース）が拡散される」が７割を超え（72.0%）最も多くなっています。必要だと思う取組としては「違法な情報発信者に対する監視や取り締まりを強化する」をはじめ「法的規制を強化する」「インターネット上での人権侵害を受けた人のための相談・支援体制を充実する」が上位を占めています。

【 インターネット上の人権侵害に関する問題点（町民） 】



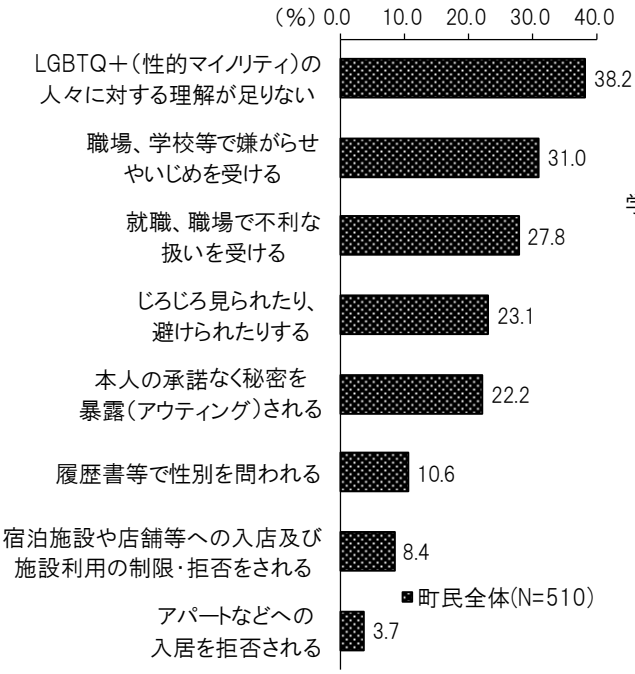

【 インターネット上の人権侵害を防ぐために必要だと思う取組（町民） 】



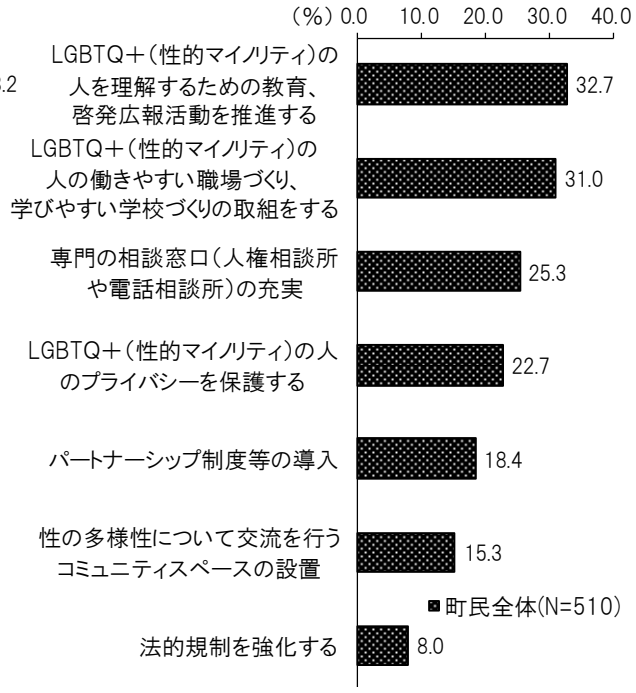
## 10　ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）の人の人権について

○ ＬＧＢＴＱ＋の人の人権に関する問題点としては「ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）の人々に対する理解が足りない」を筆頭に「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受ける」「就職、職場で不利な扱いを受ける」などの順となっています。必要だと思う取組としては、理解を深めるための教育・啓発活動の推進、働きやすい職場づくりや学びやすい学校づくりが上位を占めています。

【ＬＧＢＴＱ＋の人権に関する問題点（町民）】



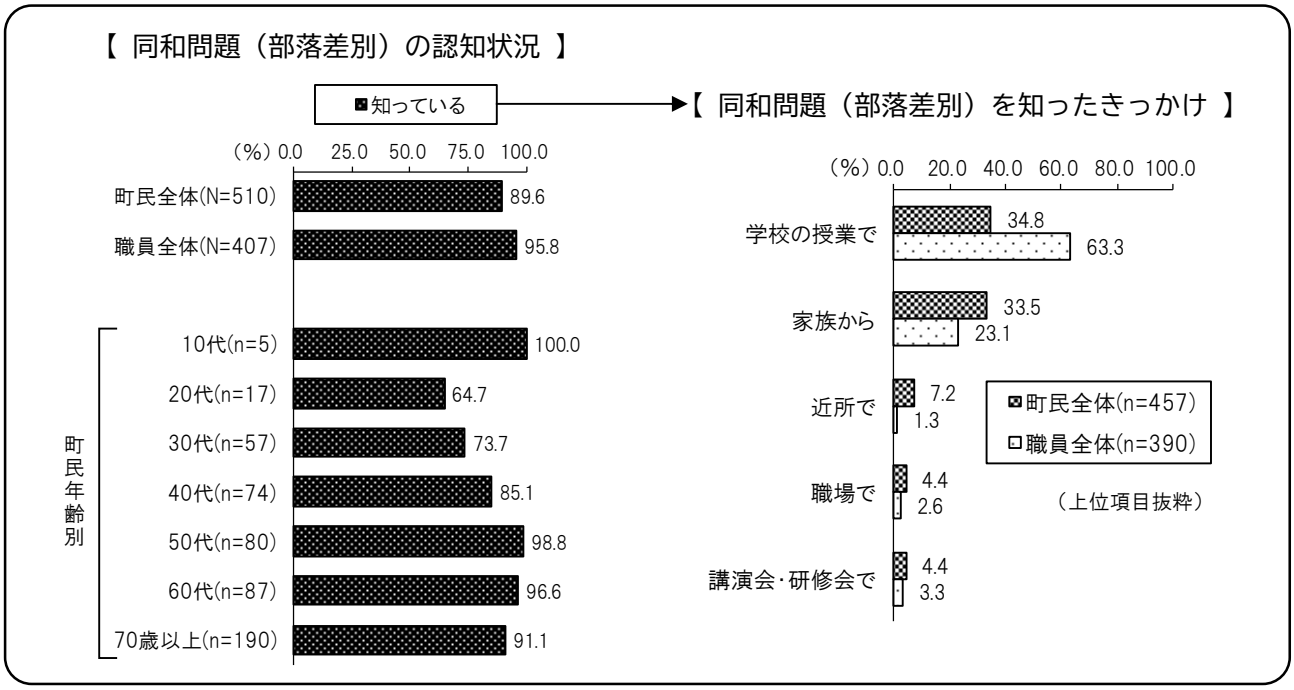

【ＬＧＢＴＱ＋の人権を守るために必要だと思う取組（町民）】



## 11　同和問題（部落差別）について

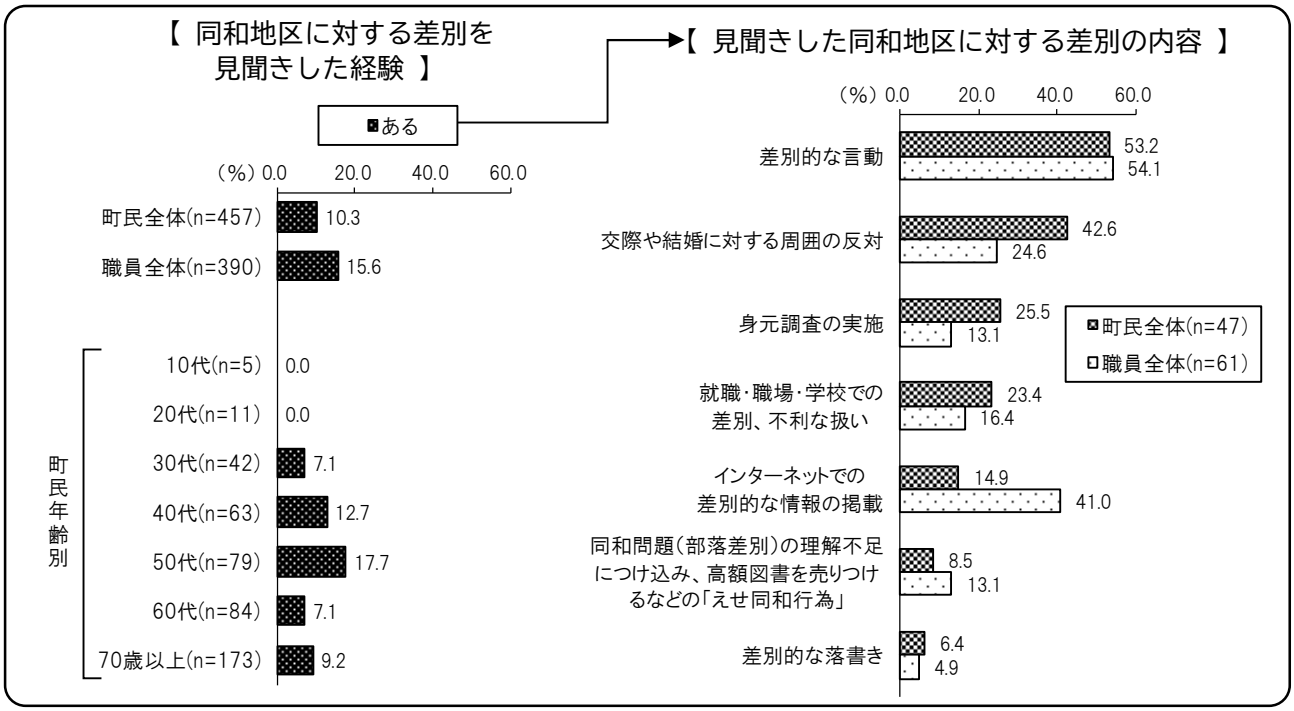
### （１）認知状況

○ 同和問題（部落差別）については、町民の約９割（89.6%）が「知っている」と回答しており、知ったきっかけとしては、町民、職員共に「学校の授業で」が最も多くなっています。町民では「家族から」も多く回答されています。




### （２）差別的な言動を見聞きした経験

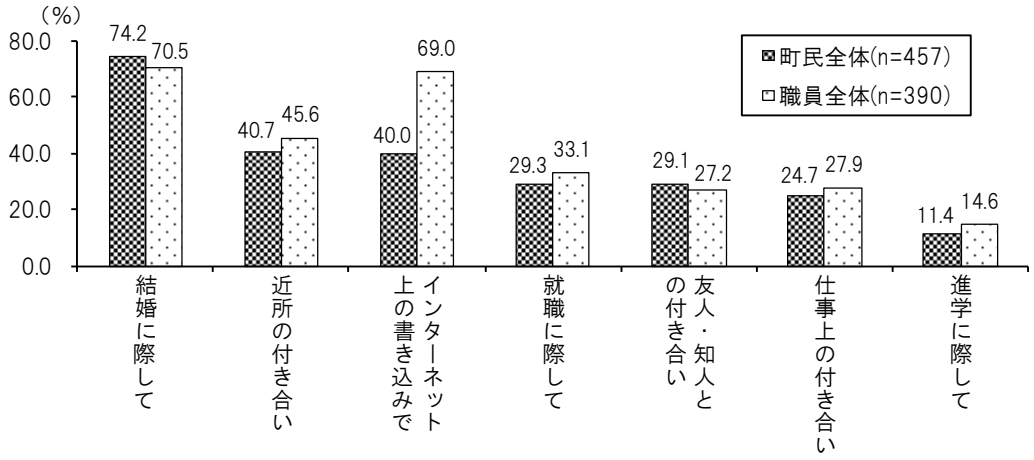
○ 同和地区に対する差別を見聞きしたことが「ある」と回答した人は、町民では１割（10.3%）、職員は１割台（15.6%）となっています。その内容としては、町民、職員共に「差別的な言動」が最も多く、町民では「交際や結婚に対する周囲の反対」、職員では「インターネットでの差別的な情報の掲載」も多く回答されています。



（３）同和問題（部落差別）があると思う場面

○ 同和問題（部落差別）があると思う場面については、町民、職員共に「結婚に際して」が最も多く、以下「近所の付き合い」「インターネット上の書き込みで」などが続きます。職員では「インターネット上の書き込みで」の割合が、町民を大きく上回っています。

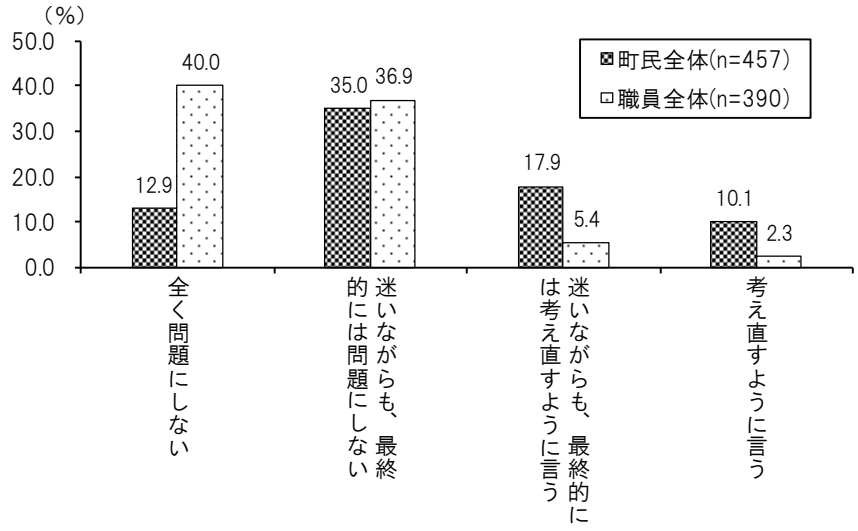
【 同和問題（部落差別）があると思う場面 】




（４）子どもの交際・結婚相手が同和地区出身者である場合の対応

○ 子どもの交際・結婚相手が同和地区出身者である場合の対応について、町民は「迷いながらも、最終的には問題にしない」が最も多くなっています。また「迷いながらも、最終的には考え直すように言う」「考え直すように言う」も合計で３割程度（28.0%）みられます。職員は「全く問題にしない」の割合が町民を大きく上回っています。

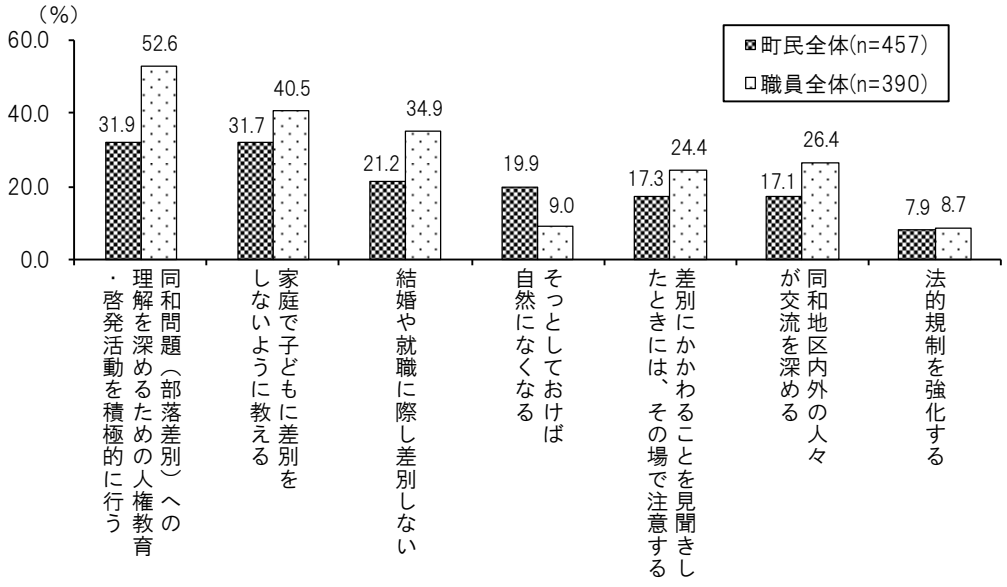
【 子どもの交際・結婚相手が同和地区出身者である場合の対応 】



### （５）同和問題（部落差別）をなくすために必要だと思う取組

○ 同和問題（部落差別）をなくすために必要だと思う取組としては、町民は「同和問題（部落差別）への理解を深めるための人権教育・啓発活動を積極的に行う」「家庭で子どもに差別をしないように教える」が同程度で上位を占めています。職員では「同和問題（部落差別）への理解を深めるための人権教育・啓発活動を積極的に行う」が最も多くなっています。

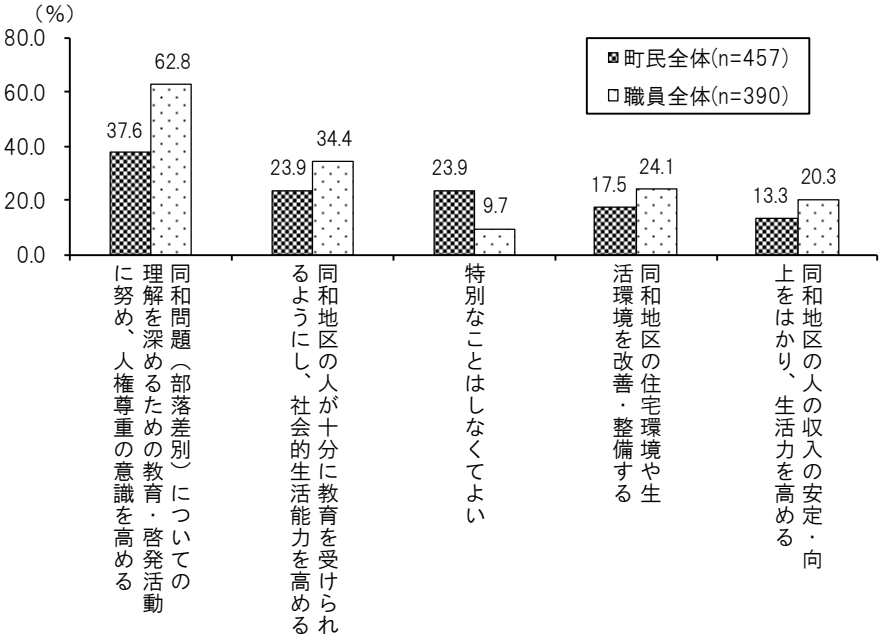
【 同和問題（部落差別）をなくすために必要だと思う取組 】




### （６）同和問題（部落差別）解消に向けた行政の取組

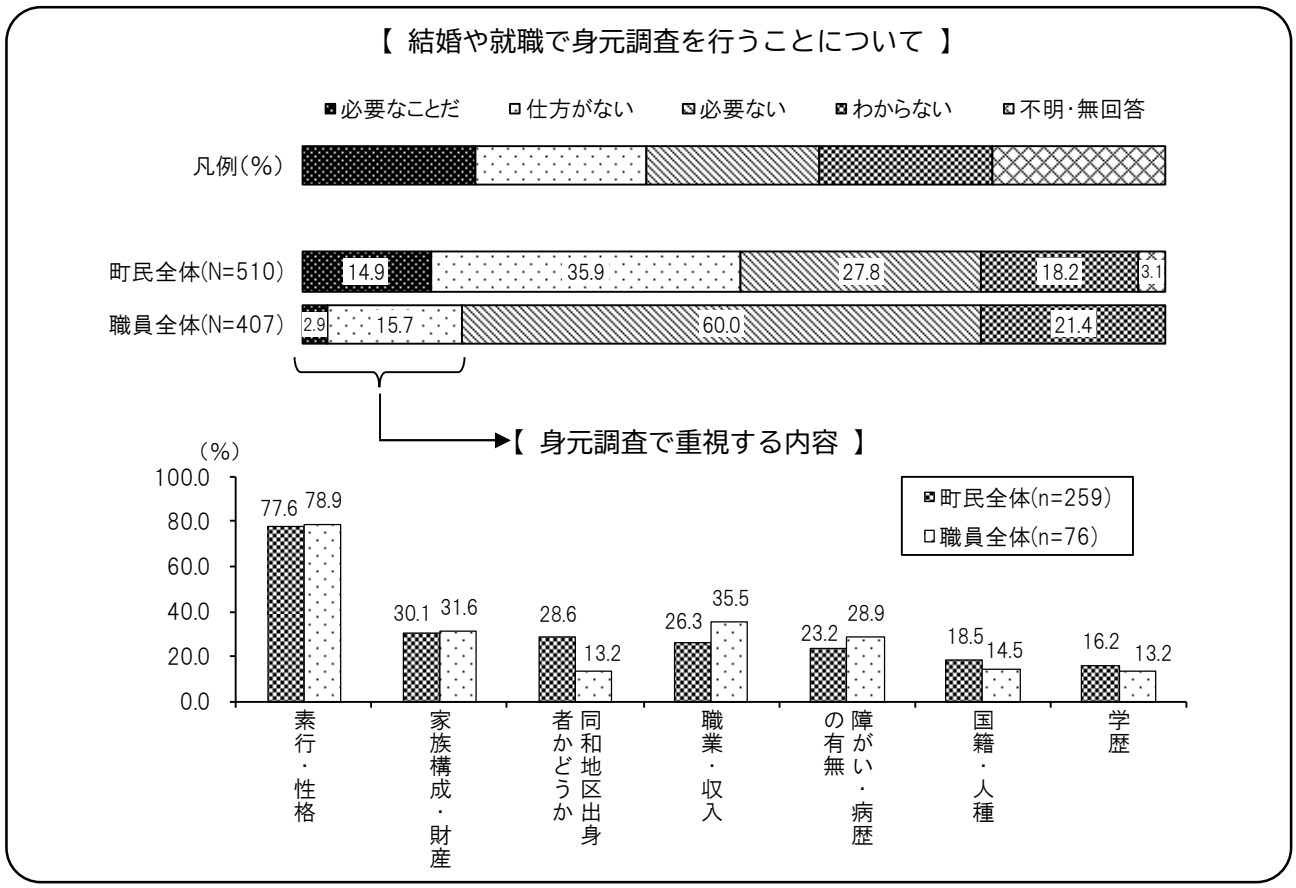
○ 同和問題（部落差別）の解消に向けて行政が取り組むべきこととしては「同和問題（部落差別）についての理解を深めるための教育・啓発活動に努め、人権尊重の意識を高める」が最も多く、特に職員では６割を超えています（62.8%）。一方で「特別なことはしなくてよい」も、町民の２割程度（23.9%）みられます。

【 同和問題（部落差別）解消に向けて行政が取り組むべきこと 】



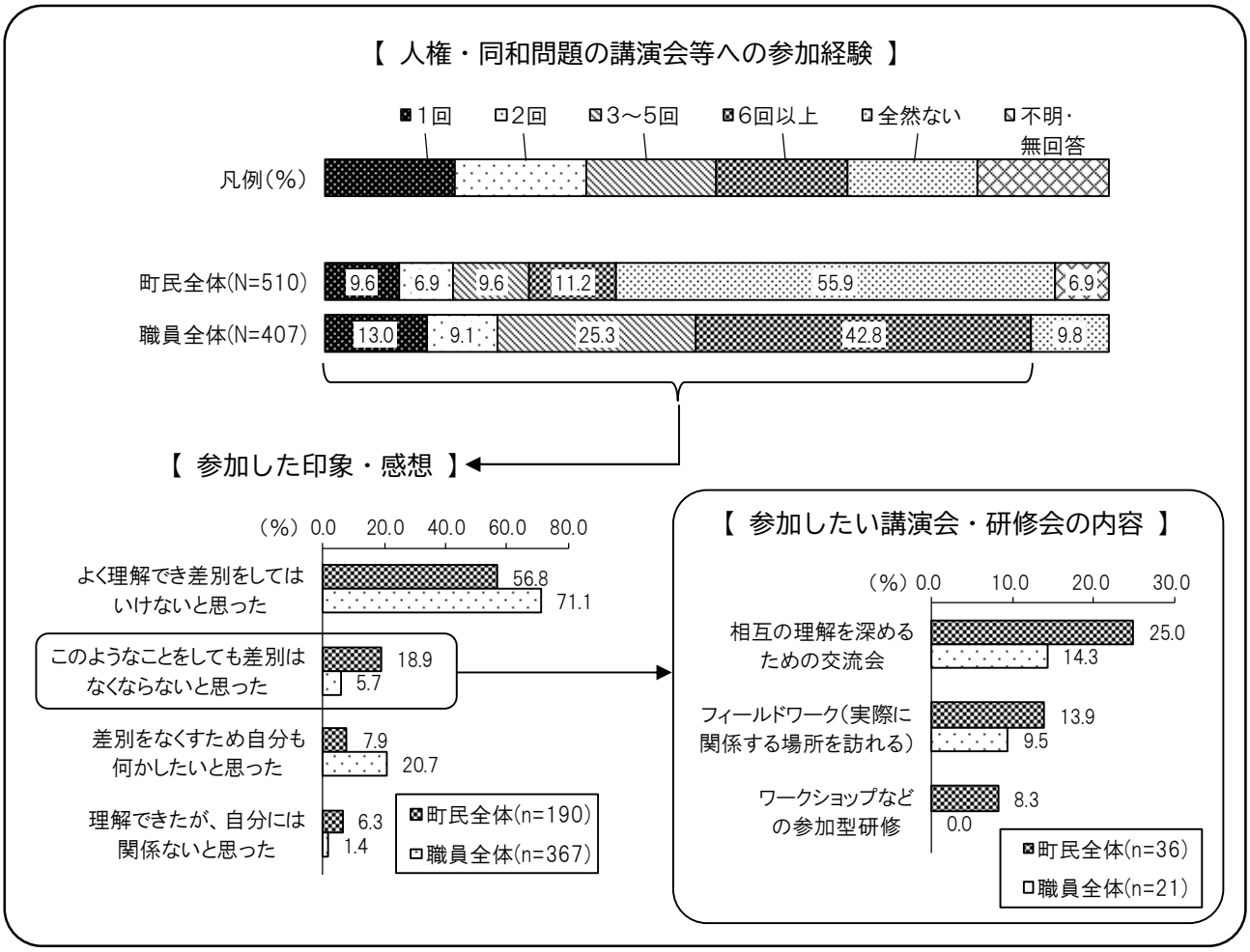
（7）結婚や就職における身元調査への考え方

○ 結婚や就職で身元調査を行うことについては、町民は「仕方がない」の割合が最も高く、次いで「必要ない」「わからない」が続いています。身元調査を「必要なことだ」「仕方がない」と回答した人における身元調査で重視する内容としては「素行・性格」が突出して多くなっていますが、町民では「同和地区出身者かどうか」も３割近く（28.6%）みられます。



（８）人権・同和問題の講演会・研修会への参加経験

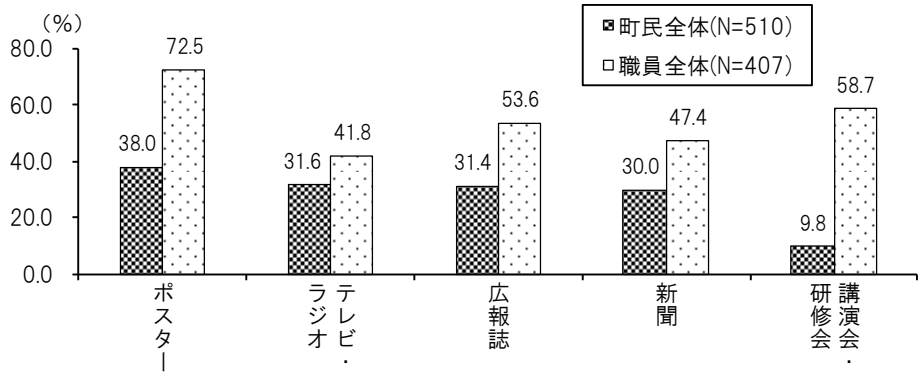
○ 人権・同和問題の講演会等への参加経験については、町民は「全然ない」が過半数（55.9%）を占めています。一方で、職員は「６回以上」で約４割（42.8%）を占めています。参加した印象・感想については、町民、職員共に「よく理解でき差別をしてはいけないと思った」が最も多くなっています。また、今後参加したい内容については、町民では「相互の理解を深めるための交流会」が最も多くなっています。



（9）人権・同和問題に関する啓発を見聞きした経験

○ 人権・同和問題に関する啓発を見聞きした経験については、町民は「ポスター」が最も多く４割近く（38.0%）、職員では７割以上（72.5%）となっています。一方で、町民では「講演会・研修会」に接した割合は低くなっています。

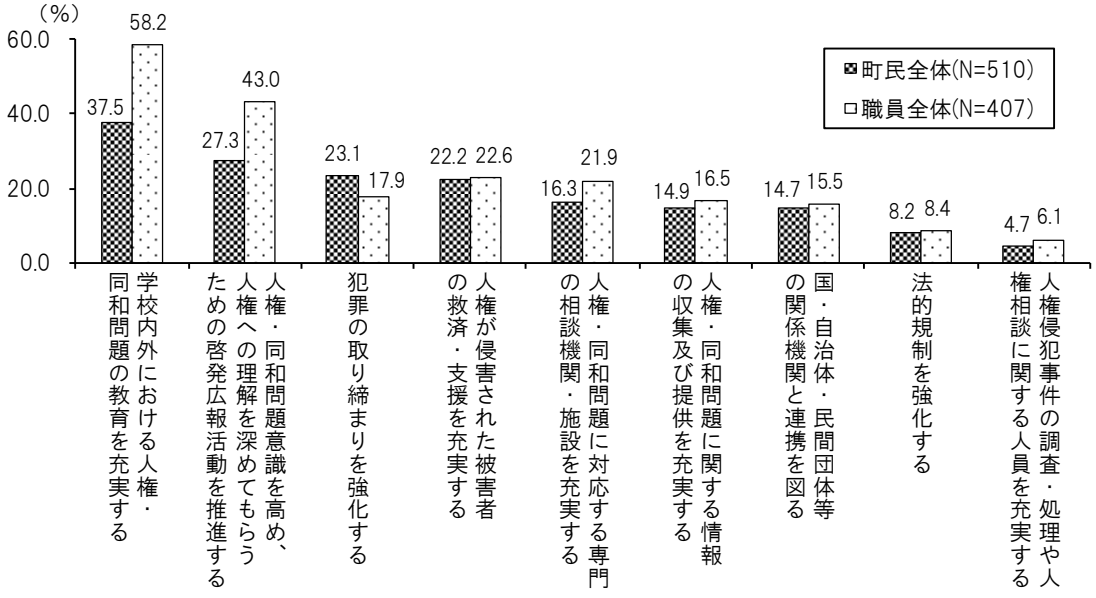
【 人権・同和問題に関する啓発を見聞きした経験 】




（10）町が力を入れるべき取組

○ 人権・同和問題の解決に向けて町が力を入れるべき取組としては「学校内外における人権・同和問題の教育を充実する」が最も多く、以下「人権・同和問題意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」「犯罪の取り締まりを強化する」が続いています。教育・啓発に関する取組が上位を占め、次いで犯罪の取り締まりや被害者への救済・支援が続いています。

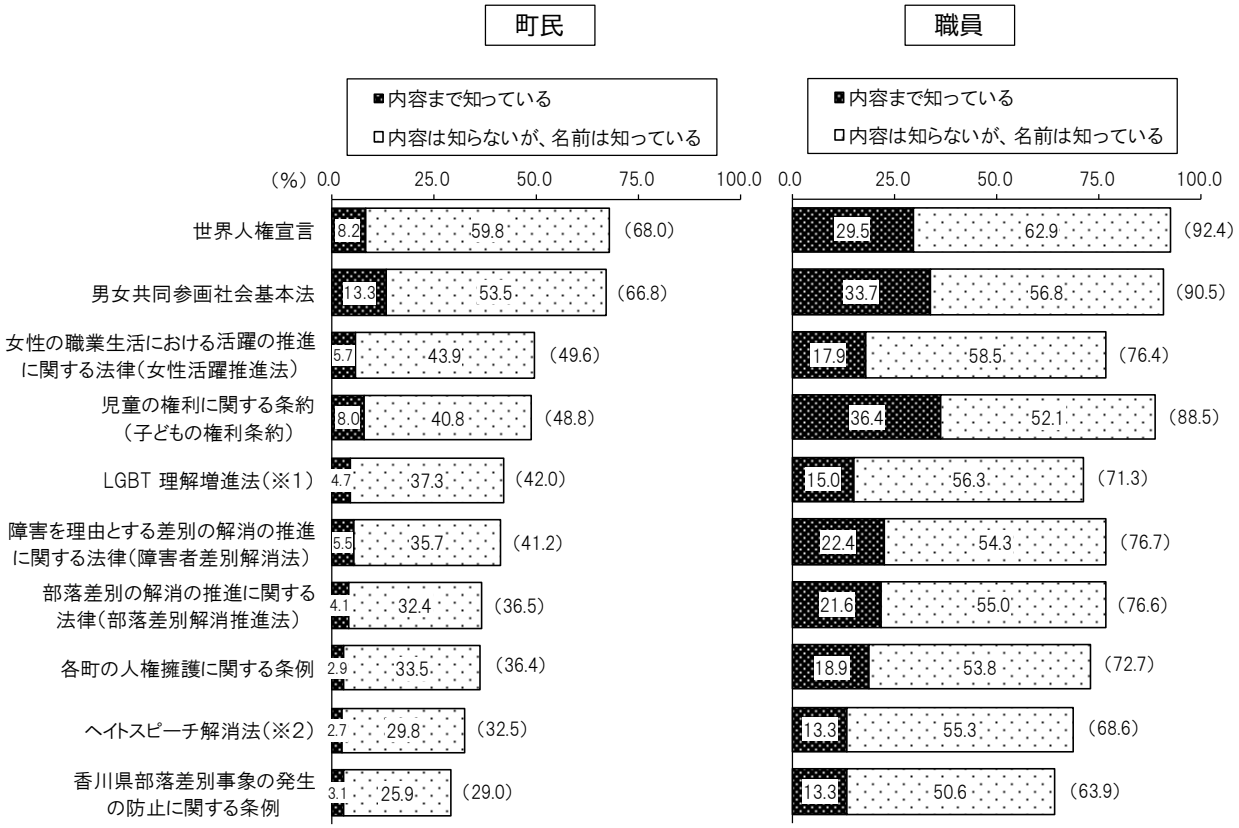
【 人権・同和問題の解決に向けて町が力を入れるべき取組 】



## 12　人権に関する法律や条例等の認知状況

○ 人権に関する法律や条例等の認知状況については、町民は「世界人権宣言」「男女共同参画社会基本法」で「知っている」の割合がそれぞれ７割近くとなっていますが、「内容まで知っている」の割合はそれぞれ１割程度にとどまっています。職員は、全ての項目で町民の割合を上回っています。

【 人権に関する法律や条例等の認知状況 】




※1　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
※2　本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

## 【４】関係団体調査結果の概要（回答要旨）

町内で活動する関係団体を対象に、人権に関する課題や日頃の活動状況、今後必要と考える取組等を把握するため、2026（令和８）年６月に関係団体調査を実施し、27 団体から回答がありました。

以下に、調査結果の要旨を示します。

【調査の概要】

| | |
|---|---|
| 調査方法 | 郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収 |
| 調査期間 | 2026（令和８）年６月 |
| 回答状況 | 配布数　　30 団体<br>有効回答数　27 団体<br>有効回答率　90.0% |

### １　回答団体の活動状況

○ 回答団体の区分は「自治会・地域団体」が約３割（29.6%）で最も多く、次いで「教育関係団体」が約２割（18.5%）で続きます。

○ 主な活動内容は「関係機関との連携・調整」が半数近く（48.1%）で最も多く、以下「地域での支え合いや助け合いの活動」「研修会・学習会・講演会等の開催」などの順となっています。各団体の分野や特性に応じた活動が行われています。

### ２　地域で重要性や深刻さが増している人権課題について

○ 最近、特に重要になっている、又は深刻さが増していると感じる人権課題は「子どもの人権」「高齢者の人権」「個人情報やプライバシーの侵害」が各約２割（22.2%）で最も多くなっています。

○ 次いで「災害時における人権課題」「同和問題（部落差別）」「性の多様性に関する人権課題」「インターネットやＳＮＳ上の人権侵害」「生活困窮や社会的孤立に関する問題」が続き、団体が認識する人権課題は多岐にわたっています。

### ３　人権に関する相談の状況について

○ 人権に関する相談や困りごとについては「特に相談を受けることはない」が６割台（63.0%）となっていますが、相談を受けることがある内容では「制度や相談窓口が分からないこと」「生活困窮や孤立」「いじめ」「虐待」などが挙げられています。

○ このほか、差別的な言動や対応、ハラスメントやＤＶ、プライバシーの侵害、インターネットやＳＮＳ上の被害、障がいのある人への配慮不足などに関する相談もみられます。

## 4　相談対応や関係機関との連携で難しいこと

○ 相談や困りごとへの対応で難しいと感じることは「個人情報の取り扱いが難しい」が２割台（25.9%）で最も多く、次いで「専門的な知識が不足している」「関係機関や団体同士で話し合う機会が少ない」が続きます。このほか「インターネット上の案件への対応が難しい」といった回答も挙げられています。

## 5　相談や困りごとがあった場合の連携先

○ 人権に関する相談や困りごとがあった場合の連携先は「町役場」が約６割（59.3%）で最も多く、次いで「学校・教育機関」「民生委員・児童委員」「社会福祉協議会」などの順となっています。

## 6　インターネットやＳＮＳに関して町が力を入れるべきこと

○ インターネットやＳＮＳに関して町が力を入れるべきことは「相談窓口を分かりやすくし、相談しやすい体制をつくる」が６割台（63.0%）で最も多く、次いで「子どもや若者が安全に利用するための学習機会を充実する」「悪質な書き込みへの対応や相談先への橋渡しを充実する」「個人情報やプライバシーを守る大切さを伝える」などが続きます。

○ 相談への対応に加え、子どもや若者への学習、個人情報やプライバシーに関する啓発などが挙げられています。

## 7　人権に関する学習として必要な内容

○ 今後必要な学習・研修内容としては「インターネットやＳＮＳによる人権侵害」「相談を受けたときの対応や関係機関との連携」が最も多く、次いで「身近な差別や偏見への気づきと対応」が続きます。

## 8　人権・同和問題に関する講演会等への参加状況

○ 過去５年間に、人権・同和問題に関する講演会や研修会に参加した回数は「６回以上」が 25.9%、「３～５回」が 22.2%となっています。

○ 一方「参加したことはない」は４割近く（37.0%）となっており、団体によって講演会等への参加状況に違いがみられます。

## 9　講演会等への参加による活動への反映

○ 講演会や研修会に参加した団体では、「団体内で内容を共有した」「日頃の活動や支援の中で、人権への配慮を意識するようになった」がそれぞれ半数以上（53.3%）となっています。

○ 「研修会や学習会、啓発活動等を実施した又は協力した」も、半数近く（46.7%）みられ、講演会等への参加が、団体内の情報共有や日常活動、啓発活動等に反映されている現状がうかがえます。

## 10　人権施策の充実に向けて団体としてできること

○ 今後、団体としてできることは「研修会や講演会への参加」が６割近く（59.3%）で最も多く、次いで「学校、地域、団体などとの連携」「啓発活動への協力」などが続きます。

## 11　行政として力を入れるべき人権施策

○ 行政が力を入れるべき取組としては「相談しやすい体制づくり」が半数を超え（55.6%）最も多く、次いで「学校における人権教育の充実」「人権に関する広報・啓発活動の充実」などが続きます。

○ このほか「関係機関・関係団体との連携の強化」「多様性を認め合う地域づくりの推進」「町職員や関係者の研修の充実」など、ニーズは多岐にわたります。

## 12　自由記述にみられる主な意見

○ 人との違いを認め合うことや様々な立場から物事を考えること、自分と他者を大切にする心を育むことなど、人権意識や多様性への理解に関する意見がみられます。

○ 子どもの頃からの人権教育や心の教育を重視する意見がみられます。

○ 行政と関係団体が定期的に意見交換することや庁内の各課にとどまらず、町全体で情報を共有し、迅速に対応することに関する意見が寄せられています。

○ 生活の安定や経済的な保障と人権意識との関係についての意見もみられます。

## 【５】各種調査結果等から読み取れる本町の課題

### １　学校や地域における人権教育の充実

アンケート調査結果では、基本的人権が「守られている」と感じる割合は、町民と職員の間や町民の年齢層によって差がみられます。また、子どもの人権を守るために必要な取組として「社会全体で子どもの人権を守るための教育・啓発を充実する」「子どもに自分も人も大切であることを教える」などが上位を占めています。

本町では現行計画に基づき、各園・各校で人権教育や教職員研修を行うとともに、家庭・学校・地域が連携した人権教室等に取り組んできました。

今後は、日々の教育活動を通じて、子どもが自分や周りの人を大切にする意識や行動を身に付けられるよう、取組を一層充実する必要があります。また、一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援を継続することが求められます。

- 子どもを権利の主体として尊重する視点に立ち、発達段階に応じて、自分と他者の人権を大切にする意識をはじめ、差別や偏見に気づき、適切に行動する力を育む必要があります。また、教職員等の人権意識と指導力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域が連携し、人権を身近な問題として継続的に学ぶ環境を整えることが必要です。
- 地域における学習については、講演会や研修会の参加者が固定化し、参加者数が減少する傾向もみられます。年代や生活状況にかかわらず、誰もが参加しやすく、日常生活の中で人権について学べる多様な機会を充実する必要があります。

### ２　町民や事業所に幅広く届く人権啓発・情報提供の充実

本町では、講演会、研修会、パネル展、広報紙、ホームページ、行政告知端末、街頭啓発等、多様な方法による人権啓発を推進してきました。一方、講演会や研修会は参加できる人や時間が限られるため、参加者の固定化や参加者数の減少がみられ、より幅広い町民に情報を届ける方法が求められています。

アンケート調査結果では、差別を受けた経験がある人のうち、半数以上が「何もしないで我慢した」と回答しています。人権侵害を受けた場合に一人で抱え込まず、相談や支援につながることができるよう、人権に関する知識だけでなく、具体的な相談先や対応方法を含めた情報提供が必要です。

- 町の広報やホームページ、ＳＮＳ、動画等を活用し、誰もが人権に関する情報に触れることができる環境を整える必要があります。社会情勢や法制度の変化、新たに顕在化する人権課題等を的確に把握し、町民に分かりやすく発信していくことが求められます。
- 事業所に対しては、職場における差別やハラスメントの防止に加え、従業員、取引先、消費者、地域住民等の人権に配慮して事業活動を行う「ビジネスと人権」の考え方について、理解を促進する必要があります。

## ３　インターネット上の人権侵害への横断的な対応

アンケート調査結果では、町民、職員共に「インターネットによる人権侵害」への関心が高くなっています。インターネット上の問題としては、誤った情報の拡散、差別を助長する情報の掲載、個人情報やプライバシーに関する情報の掲載などが多く挙げられています。

本町では、学校における情報モラル教育やインターネット上の人権侵害を防止するための啓発、被害当事者による講演会等を推進してきました。一方、スマートフォンやＳＮＳを身近に利用する若年層への教育・啓発だけでなく、大人を含む幅広い世代が、情報発信によって相手に与える影響や人権侵害に当たる行為について、理解を深めることが課題となっています。

- 情報の真偽を見極め、適切に利用・発信するための情報モラルやメディア・リテラシーを高めるとともに、個人情報やプライバシーを守る意識を育む必要があります。
- インターネット上の人権侵害を、個別の人権課題に共通して関わる横断的な問題として捉え、中傷や差別的な投稿の防止、被害者への相談・支援、削除要請等に関する専門機関への橋渡しを一体的に進める必要があります。

## ４　多様化・複雑化する個別人権課題への対応

アンケート調査結果では、町民は「障がい者」「子ども」への関心が高く、職員では、これらに加えて「女性」「ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）」「同和問題（部落差別）」への関心も比較的高くなっています。関係団体調査では、子どもの人権、高齢者の人権、個人情報やプライバシーの侵害、災害時の人権課題などが、重要性や深刻さが増している課題として挙げられています。

それぞれの人権課題に応じた教育・啓発、相談・支援を進めるとともに、一人の人が複数の差別や生活上の困難を同時に抱える場合があることを踏まえ、分野を越えて対応する視点が必要です。

（１）女性の人権

- アンケート調査結果では、女性の人権を守るために必要な取組として、男女が働きながら家事、育児、介護等を両立できる環境の整備が最も多く、女性のための相談・支援体制の充実や女性に対する犯罪への対応も上位に挙げられています。
- 固定的な性別役割分担意識や性別による偏見を解消するとともに、ＤＶ、性暴力、ストーカー、各種ハラスメント等を防止し、被害を受けた人が安心して相談し、必要な支援につながる環境を整える必要があります。

（２）子どもの人権

・ アンケート調査結果では、子ども自身への人権教育とともに、相談・支援体制や保護者への教育・支援の充実が重視されています。
・ いじめ、虐待、不登校、ヤングケアラー、インターネット上の被害など、子どもを取り巻く問題が多様化する中、子どもの意見を丁寧に聴き、子どもの最善の利益を尊重した支援につなぐ必要があります。また、家庭、学校、地域、関係機関が連携し、子どもが安心して成長できる環境を整えることが求められます。

（３）高齢者の人権

・ 本町では高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯が増加しています。
・ 高齢者に対する虐待や権利侵害、消費者被害等の防止に加え、一人暮らしや高齢者のみの世帯が地域で孤立しないよう、見守りや相談支援、地域とのつながりを充実する必要があります。また、認知症等により判断能力が低下した場合にも、本人の意思や尊厳が尊重される支援が必要です。

（４）障がいのある人の人権

・ アンケート調査結果では「障がい・病気」が、差別を受けた人が経験した差別の内容の中で最も多くなっています。
・ 本町の取組においては「障害者差別解消法」や合理的配慮への町民の理解を深めるとともに、障がいのある人と地域住民が交流する機会や地域の受入環境を充実することが課題となっています。
・ 障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して生活し、社会参加できるよう、差別の解消と合理的配慮への理解を促進する必要があります。

（５）部落差別（同和問題）

・ アンケート調査結果では、部落差別（同和問題）への認知や関心には年代等による差がみられるほか、結婚や地域の付き合い、インターネット上の書き込み等に関する差別意識も残っています。
・ 現行計画に基づく教育・啓発を継続しながら、同和問題の歴史や現状をはじめ「部落差別解消推進法」の趣旨について正しい理解を促進する必要があります。
・ 戸籍等の不正取得の防止や本人通知制度の周知、差別的な投稿や文書等が確認された場合の対応範囲、関係機関との役割分担を整理する必要があります。

（６）ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）の人権

・ アンケート調査結果では、ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）の人権に関する問題として、当事者に対する理解不足をはじめ、職場や学校等での嫌がらせやいじめ、就職や職場における不利な取り扱いなどが挙げられています。
・ 性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性について正しい理解を促進するとともに、差別や偏見、アウティング等を防止する必要があります。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や相談窓口の情報提供を通じて、誰もが自分らしく安心して暮らせる環境を整えることが必要です。

（7）外国人の人権

・ 人口減少や小世帯化が進む一方、地域には国籍や言語、文化、宗教、生活習慣等の異なる住民が暮らしています。本町では、多言語による情報提供や国際理解教育等に取り組んできましたが、外国人住民の困りごとや要望を把握する機会、多言語による生活・防災情報の提供、対応する職員の知識や技能の向上が課題となっています。
・ 外国人住民を地域社会の一員として尊重し、互いの文化や生活習慣への理解を深めるとともに、排外的な言動や偏見を防ぎ、必要な情報や相談支援につながる環境を整える必要があります。

（8）感染症患者等の人権

・ 新型コロナウイルス感染症の拡大時には、感染者やその家族、医療・介護従事者等への差別や中傷が問題となりました。本町でも啓発に取り組んできましたが、感染症に対する不安や恐れが偏見や差別につながらないよう、正確な情報を分かりやすく伝え、冷静に行動するための継続的な啓発が必要です。

（9）社会情勢の変化に伴う多様な人権課題

・ 関係団体調査では、生活困窮や社会的孤立、ハラスメント、災害時の人権、犯罪被害者等、多様な人権課題が挙げられています。
・ 本町の人口が減少する一方、世帯数はおおむね横ばいで、1 世帯当たりの人員は近年減少しています。ひとり親家庭や高齢者単身世帯も増加しており、家族や地域とのつながりが弱まり、孤立や生活上の困難が表面化しにくくなることが危惧されます。
・ 犯罪被害者及びその家族、刑を終えて出所した人等、生活困窮や社会的孤立、ハラスメント、災害時に配慮を要する人など、様々な立場に置かれた人の人権について理解を深めるとともに、必要な相談・支援につなぐ体制を整える必要があります。

## 5　人権施策の基盤の整備について

関係団体調査では、行政が力を入れるべき取組として「相談しやすい体制づくり」が最も多く、次いで「学校における人権教育の充実」「人権に関する広報・啓発活動の充実」などが挙げられています。

団体が受ける相談では、制度や相談窓口が分からないこと、生活困窮や孤立、いじめ、虐待などが挙げられています。相談対応においては、個人情報の取扱い、専門的知識の不足、情報共有や関係機関との連携などに難しさがうかがえます。

・ 人権侵害や生活上の困難を抱えた人が、一人で悩みを抱え込むことがないよう、相談窓口や支援制度を分かりやすく周知し、相談者の立場やプライバシーに配慮した相談対応を進める必要があります。
・ 相談内容に応じて、福祉、教育、保健・医療、法務等の専門機関につなぐとともに、複数の課題を抱える人に対しては、庁内関係部署が分野を越えて連携することが必要です。

# 第４章　計画の考え方

## 【１】基本理念

2025（令和７）年３月に策定した「第２次まんのう町総合計画 後期基本計画」では、基本目標の一つに「自ら学び・支えあうまち」を掲げています。また、同計画の「政策目標３　多様性を認め合う社会を築く（共生・交流）」の「施策分野１　認めあい、尊重するまちづくり（人権・平和）」に、人権教育・啓発をはじめとする人権施策を位置付けています。

人権は、誰もが生まれながらに持つ、かけがえのない権利です。性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向やジェンダーアイデンティティ、社会的な立場等にかかわらず、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく安心して暮らすことができる社会を築いていく必要があります。

一方、社会情勢や生活環境の変化に伴って人権課題は多様化・複雑化しており、インターネット上の人権侵害をはじめ、新たな課題も生じています。こうした人権課題を解決するためには、町民一人ひとりが人権について学び、身近な差別や偏見に気づき、自らの行動につなぐとともに、互いの違いや多様な生き方を認め合うことが大切です。

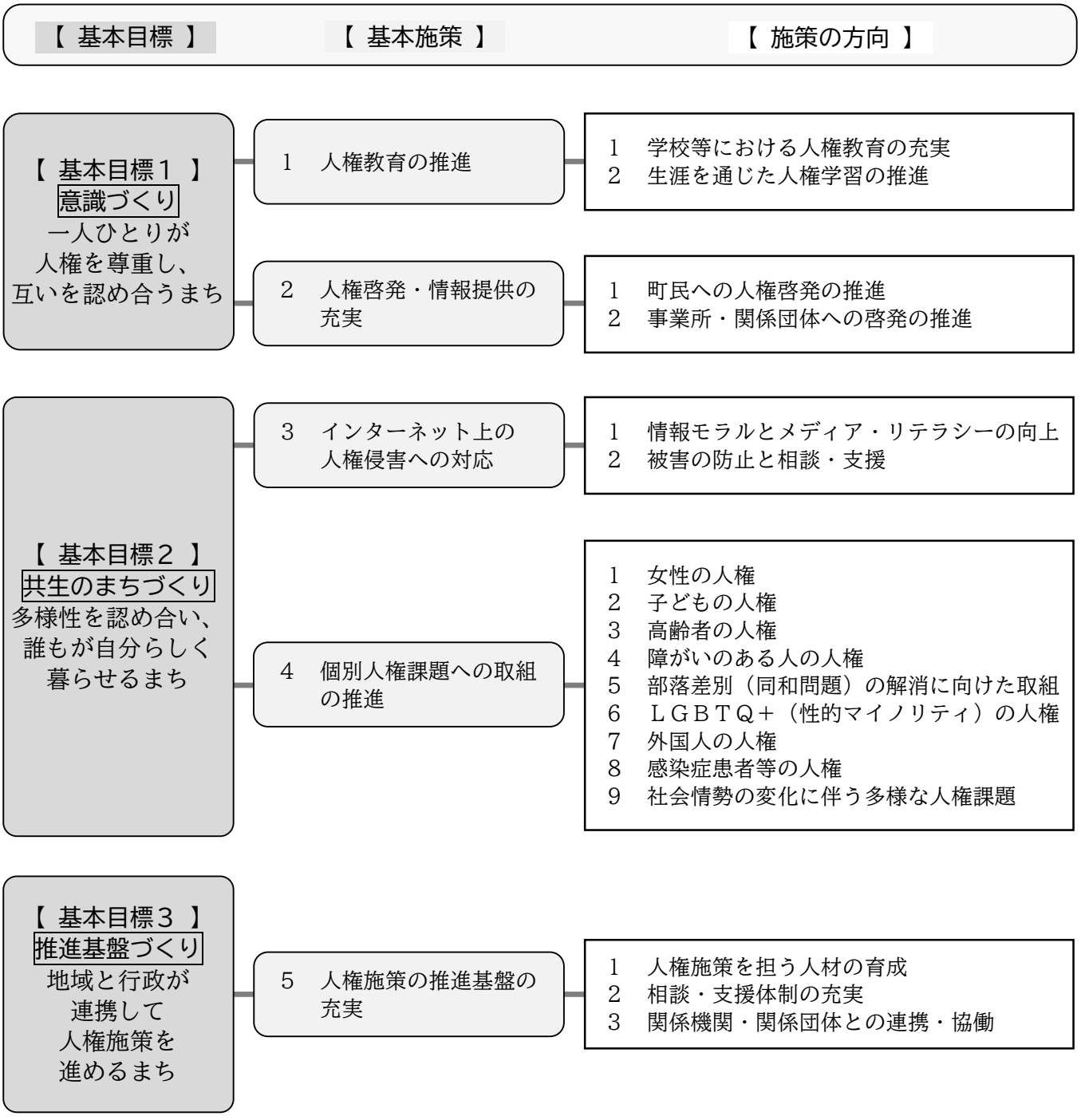
本計画では、これまで進めてきた人権教育・啓発の考え方を継承しながら、地域と行政、学校、事業所、関係機関・団体等が連携し、相談・支援を含む人権施策を総合的に推進します。そして、町民一人ひとりの尊厳と人権が守られ、多様性を認め合い、誰もが地域社会の一員として自分らしく暮らせるまちを目指し、次の基本理念を掲げます。

● 基 本 理 念 ●

**一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、**

**誰もが自分らしく暮らせるまち**

## 【2】施策の体系


【 基本目標 】
【 基本施策 】
【 施策の方向 】
【 基本目標１ 】
意識づくり
一人ひとりが
人権を尊重し、
互いを認め合うまち
1 人権教育の推進
1 学校等における人権教育の充実
2 生涯を通じた人権学習の推進
2 人権啓発・情報提供の充実
1 町民への人権啓発の推進
2 事業所・関係団体への啓発の推進
【 基本目標２ 】
共生のまちづくり
多様性を認め合い、
誰もが自分らしく
暮らせるまち
3 インターネット上の人権侵害への対応
1 情報モラルとメディア・リテラシーの向上
2 被害の防止と相談・支援
4 個別人権課題への取組の推進
1 女性の人権
2 子どもの人権
3 高齢者の人権
4 障がいのある人の人権
5 部落差別（同和問題）の解消に向けた取組
6 ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）の人権
7 外国人の人権
8 感染症患者等の人権
9 社会情勢の変化に伴う多様な人権課題
【 基本目標３ 】
推進基盤づくり
地域と行政が
連携して
人権施策を
進めるまち
5 人権施策の推進基盤の充実
1 人権施策を担う人材の育成
2 相談・支援体制の充実
3 関係機関・関係団体との連携・協働

# 第５章　施策の展開

## 【 基本目標１　意識づくり 】一人ひとりが人権を尊重し、互いを認め合うまち

### 基本施策１　人権教育の推進

一人ひとりが人権を身近な問題として捉え、自分と他者の人権を尊重し、差別や偏見に気づき、適切に行動できる力を身に付けることができるよう、人権教育を推進します。学校や認定こども園等においては、子どもを権利の主体として尊重し、発達段階に応じた人権教育を教育活動全体を通じて進めるとともに、教職員等の人権意識と指導力の向上を図ります。また、学校、家庭、地域が連携し、子どもが多様な人との関わりや体験を通して人権について学ぶ環境づくりを進めます。

地域においては、人権に関する学習機会への参加者が固定化・減少している状況を踏まえ、年代や生活状況にかかわらず、誰もが参加しやすい学習機会の充実を図ります。公民館等における講座や研修、地域活動など、身近な場で継続的に学ぶことができる環境を整え、生涯を通じた人権学習を推進します。

[ 施策の方向１　学校等における人権教育の充実 ]

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 発達段階に応じた人権教育の推進 | ○ 認定こども園や小中学校（以下「各園・各校」という。）において、「人権・同和教育推進計画」を毎年度作成し、教育・保育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた人権教育を推進します。<br>○ 計画の作成自体が目的とならないよう、取組の実施状況を振り返るとともに、実践研究の成果や学習資料を各園・各校で共有し、指導方法の改善・充実につなぎます。<br>○ 児童・生徒一人ひとりの状況に寄り添ったきめ細かな指導により、学習習慣の形成と基礎学力の定着・向上を図るとともに、参加・体験を取り入れた学習を通じて、自分と他者の人権を尊重し、主体的に考え行動できる力を育みます。 | |
| | 庁内関係課 | 学校教育課 |
| 自分と他者を大切にする意識の醸成 | ○ 児童・生徒一人ひとりが人権を保障される権利の主体であることについて理解を深め、自身の大切さとともに、他者の気持ちや立場を理解し、互いの人権を尊重する意識を育みます。<br>○ 日々の教育・保育活動や生活体験を通じて、差別や偏見に気づき、相手を傷つける言動を見過ごさず、適切に行動する力を育みます。<br>○ 児童・生徒の意見を丁寧に聴き、安心して自分の考えや気持ちを表現できる環境づくりを進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 教職員等の人権意識と指導力の向上 | ○ 教職員や保育関係者が、人権教育の担い手としての自覚を深め、様々な人権課題に関する知識と指導力を高めるため、研修の充実を図ります。<br>○ 会計年度任用職員を含む幅広い関係者が、研修等に参加できるよう、開催時期や方法を工夫するとともに、各園・各校の実情に即した専門的な研修や現地研修の開催に努めます。<br>○ 研修や実践研究で得た知識、指導方法等を各園・各校で共有し、人事異動等があっても継続して人権教育を推進できる体制づくりに努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 学校･家庭･地域が連携した人権教育の推進 | ○ 家庭訪問、教育相談、人権教室、人権集会等を通じて、学校・家庭・地域が人権教育の重要性を共有し、連携して子どもの育ちを支える環境づくりを進めます。<br>○ 人権擁護委員等と連携するとともに、人権教室の対象となる学校や学年、実施方法を工夫し、より多くの児童・生徒が人権について学ぶ機会の確保に努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |

[ 施策の方向２　生涯を通じた人権学習の推進 ]

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 地域における人権学習機会の充実 | ○ 公民館等の身近な地域の施設を活用し、町民が生涯を通じて人権について学ぶことができる機会の充実を図ります。<br>○ 地域の実情や町民の関心を踏まえ、日常生活に関わる身近な人権課題を取り上げます。 | |
| | 庁内関係課 | 生涯学習課 |
| 誰もが参加しやすい学習の推進 | ○ 家庭教育、地域活動、職場等の対象者に応じて、分かりやすい教材や資料を活用した学習機会を提供します。<br>○ 開催日時や会場、実施方法を工夫するとともに、グループワークや現地研修等を取り入れ、幅広い町民が参加しやすい学習を進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 気づきと行動につながる人権学習の充実 | ○ 日常生活にある思い込みや身近な差別・偏見に気づき、自分の言動を振り返ることができる学習を進めます。<br>○ 対話や体験を通じて、人権問題を自分自身の課題として捉え、差別を見過ごさず行動する力を育みます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、生涯学習課 |

## 基本施策２　人権啓発・情報提供の充実

町民一人ひとりが人権について正しい知識を持ち、日常生活の中にある差別や偏見を自分自身の問題として考えることができるよう、社会情勢や法制度の動きをはじめ、新たな人権課題を踏まえた啓発を推進します。講演会、研修会、パネル展示等の取組に加え、町の広報紙やホームページ、ＳＮＳや動画など多様な媒体を活用し、世代や生活状況に応じて、分かりやすく届きやすい情報提供に努めます。また、人権侵害を受けた際に、一人で抱え込むことがないよう、相談窓口や支援制度の周知に努めます。

事業所や関係団体に対しては、公正な採用・選考や職場における差別・ハラスメントの防止を働きかけるとともに、企業活動において人権を尊重する「ビジネスと人権」の考え方について理解を促進します。関係機関と連携し、それぞれの活動や業務に応じた研修・啓発の充実を図ります。

［ 施策の方向１　町民への人権啓発の推進 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 多様な媒体を活用した人権情報の発信 | ○ 町の広報紙やホームページ、行政告知端末、ＳＮＳ、長尾会館だより等を活用し、人権に関する情報を分かりやすく発信します。<br>○ 幅広い世代に情報が届くよう、発信する内容や方法を工夫し、町民が日常的に人権について考える機会を増やします。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、生涯学習課、長尾会館 |
| 講演会･研修会･イベント等による啓発 | ○ 人権に関する講演会、研修会、パネル展示、出前講座等を実施し、様々な人権課題について学び、考える機会を提供します。<br>○ 公共施設、学校、公民館等の身近な場所を活用するとともに、参加者の固定化を防ぐため、内容や周知方法を工夫します。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |
| 新たな人権課題に応じた情報発信 | ○ 法制度の改正や社会情勢の変化、新たに顕在化する人権課題等を的確に把握し、正確で分かりやすい情報を速やかに発信します。<br>○ 人権侵害を受けた場合の対応方法や相談先を併せて周知し、必要な支援につながるよう努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |

［ 施策の方向２　事業所・関係団体への啓発の推進 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 職場における人権尊重の促進 | ○ 事業所や関係団体に対し、公正な採用・選考、雇用機会の均等、差別のない職場づくりに関する情報を提供します。<br>○ 経営者層をはじめ、個人事業主、家族経営、小規模事業者、農業関係者等にも啓発が届くよう、関係機関・団体と連携して働きかけます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、地域振興課 |
| ハラスメントや差別の防止に向けた研修・啓発 | ○ 事業所や関係団体に対し、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等の防止に関する法制度、相談窓口、研修情報等の周知に努めます。<br>○ 「改正労働施策総合推進法※」を踏まえ、事業主の対応方針の明確化、相談体制の整備、従業員への研修、発生時の適切な対応等について、国、県、商工関係団体等と連携して情報を提供します。<br>○ 消費者や利用者からの正当な意見や要望を尊重しつつ、暴行、脅迫、暴言、過度な要求等から従業員を守り、誰もが安心して働くことができる職場環境づくりを促進します。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、地域振興課 |
| 本町におけるカスタマーハラスメント対策 | ○ 町民等から寄せられる正当な意見、要望、相談及び苦情等を、行政サービスを改善する重要な機会として、丁寧かつ適切に受け止めます。<br>○ 職員の就業環境を害するカスタマーハラスメントには、「まんのう町職員カスタマーハラスメント対策基本方針」及び「カスタマーハラスメント予防・対応マニュアル」に基づき、職員個人に対応を委ねず、管理職等への報告・相談、複数の職員による対応、関係機関との連携等により、組織的に対応します。<br>○ 職員研修や相談・報告体制の整備、被害を受けた職員への相談・ケア、事例の検証と再発防止に取り組みます。また、基本方針と併せて、正当な意見等を妨げるものではないことを周知し、カスタマーハラスメント防止への理解と協力を求めます。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課（全庁的に実施） |
| 関係団体と連携した地域への啓発 | ○ 国、県、法務局、人権擁護委員、近隣市町、関係団体等と連携し、講演会や啓発活動を実施します。<br>○ それぞれの専門性や活動を生かし、地域の実情に応じた効果的な啓発を進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |

※「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」が正式名称であり、2026（令和８）年 10 月に施行されたこの法律の改正法により、全ての事業主に、カスタマーハラスメントを防止するために必要な雇用管理上の措置を講じることが義務付けられた。

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 「ビジネスと人権」の普及 | ○ 従業員、取引先、消費者、地域住民等の人権に配慮して事業活動を行う「ビジネスと人権」の考え方について、事業所や関係団体への普及・啓発を進めます。<br>○ 国、県、商工関係団体等が提供する資料や研修情報を周知し、中小企業、個人事業主、家族経営、農業関係者等を含む事業者の自主的な取組を促進します。<br>○ 本町においても、入札や契約、委託、物品の調達等において、人権尊重の視点に配慮するよう努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、地域振興課、農林課 |

## 基本施策３　インターネット上の人権侵害への対応 － 施策横断的な人権課題 －

インターネットやＳＮＳは、生活を便利にする一方、誤った情報や差別を助長する情報の拡散、悪質な書き込みや中傷、個人情報の無断掲載、プライバシーの侵害など、様々な人権侵害が生じる場にもなっています。また、インターネット上の人権侵害は、女性、子ども、障がいのある人、部落差別、ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）、外国人、感染症患者等、あらゆる人権課題に関わる横断的な問題であることから、個別の課題を越えた総合的な取組を進めます。

国においては「情報流通プラットフォーム対処法」により、大規模なプラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報への迅速な対応やその運用状況の透明化が義務付けられています。本町においても、同法の趣旨や制度を踏まえ、学校等における情報モラル教育を充実するとともに、子どもから高齢者まで、情報の真偽を見極め、他者の人権やプライバシーに配慮して情報を利用・発信するためのメディア・リテラシーの向上を図ります。

また、インターネット上の人権侵害を受けた人が速やかに相談できるよう、相談窓口や対処方法を分かりやすく周知し、国、県、法務局等の関係機関と連携して、必要な支援や削除要請等を行う機関へ適切につなぎます。部落差別をはじめとする差別的な書き込み等については、県等と連携して状況の把握に努め、被害の拡大防止を図ります。

［ 施策の方向１　情報モラルとメディア・リテラシーの向上 ］

<table>
<tr><th>取組名</th><th colspan="2">取組内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">子ども・若者への情報モラル教育</td><td colspan="2">○ 子どもや若者がインターネットやＳＮＳを安全かつ適切に利用できるよう、各教科や総合的な学習の時間等を活用し、発達段階に応じた情報モラル教育を推進します。<br>○ 差別的な投稿や中傷、個人情報や写真等の無断掲載、誤った情報の拡散などが、自分や他者の人権に及ぼす影響について学ぶ機会を充実します。<br>○ 情報の真偽を確かめ、投稿や拡散をする前に立ち止まって考え、相手の人権を尊重して情報を利用・発信する力を育みます。</td></tr>
<tr><td>庁内関係課</td><td>企画政策課、学校教育課、生涯学習課</td></tr>
</table>

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 幅広い世代への啓発・学習機会の充実 | ○ 町の広報紙やホームページ、講演会や研修会、ＳＮＳ等を通じて、子どもから高齢者まで、インターネット上の人権侵害について学ぶ機会を提供します。<br>○ 情報の発信者と受け手の双方の立場から、情報の真偽を見極め、適切に利用・発信するための情報モラルとメディア・リテラシーの向上を図ります。<br>○ インターネット上の人権侵害は短時間で広く拡散し、被害の回復が難しくなる場合があることについて理解を深める啓発を行います。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 個人情報とプライバシーを守る意識の向上 | ○ 子どもから高齢者まで幅広い町民に対し、個人の名誉、個人情報及びプライバシーの保護に関する正しい理解を促進し、自分と他者の情報を大切に扱う意識を高めます。<br>○ 写真、動画、氏名、住所、位置情報等をインターネット上に掲載することの危険性をはじめ、一度拡散した情報を完全に削除することの難しさについて啓発します。<br>○ 本人の同意なく個人情報等を掲載、転載又は拡散しないなど、責任あるインターネット利用を促進します。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |

［ 施策の方向２　被害の防止と相談・支援 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 中傷や差別的な情報の発信防止 | ○ インターネット上の悪質な書き込みや中傷、差別的な投稿、差別を助長する情報やプライバシーの侵害等は、重大な人権侵害につながることについて啓発します。<br>○ 表現の自由に十分配慮しつつ、情報発信には責任が伴うことや匿名の投稿であっても、発信者が特定され、法的責任を問われる場合があることへの理解を促進します。<br>○ 不確かな情報や差別的な情報を安易に信じたり拡散したりせず、内容を確認して適切に行動する意識を育みます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| インターネット上の被害者への相談・支援 | ○ インターネット上で人権侵害を受けた人が、一人で抱え込まないよう、本町、県、法務局、警察等の相談窓口を分かりやすく周知します。<br>○ 被害を受けた場合の画面や投稿内容の保存、サイト運営者等への削除依頼、発信者情報の開示請求等に関する情報を提供します。<br>○ 相談者の不安、プライバシー及び安全に配慮し、相談内容に応じて庁内関係部署や専門機関と連携し、必要な支援につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| モニタリングと削除要請等の取組 | ○ 県及び県内市町等と連携し、インターネット上の差別的な投稿や動画等の把握に努めます。<br>○ 人権侵害に当たる情報を確認した場合は「情報流通プラットフォーム対処法」の枠組みや関係団体のガイドライン等を踏まえ、関係機関と役割を分担し、大規模プラットフォーム事業者等への削除申出など、適切な対応を行います。<br>○ 部落差別以外の人権侵害については、相談内容に応じて関係部署や専門機関と連携し、削除方法の案内や必要な支援への橋渡しを行います。<br>○ 国の法制度や県、他自治体の取組状況を踏まえ、インターネット上の人権侵害の防止と被害者の救済に必要な取組について検討します。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |

## 基本施策４　個別人権課題への取組の推進

人権をめぐる課題は、社会情勢や生活環境の変化に伴って多様化・複雑化しています。町民意識調査等で明らかになった意識や課題も踏まえ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）、外国人、感染症患者等をめぐる人権課題について、正しい知識と理解を促進するための教育・啓発を進めるとともに、それぞれの状況に応じた相談・支援の充実を図ります。

女性の人権については、固定的な性別役割分担意識の解消を図り、あらゆる分野への男女共同参画を促進するとともに、ＤＶやストーカー行為等の防止と被害者支援を進めます。

子どもの人権については、子どもを権利の主体として尊重し、その意見を丁寧に聴き、最善の利益を考慮するとともに、いじめや虐待の未然防止、早期把握、早期対応を図るとともに、不登校の子どもとその家庭に寄り添った相談・支援に取り組みます。

高齢者の人権については、認知症の有無や心身の状態にかかわらず、本人の意思と尊厳が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、高齢者虐待の防止、成年後見制度等による権利擁護、健康づくり、介護予防等を通じて、自分らしい暮らしを支援します。

障がいのある人の人権については、障がいや障がいのある人への理解を深め、障がいを理由とする差別を解消するとともに、合理的配慮の提供や社会参加を支える環境づくりを進めます。

部落差別（同和問題）については、歴史的経緯や関係法令についての正しい理解を広げ、結婚、就職、地域での付き合い、インターネット上の書き込み等に残る差別や偏見の解消に取り組みます。

ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）の人権については、性の多様性に関する理解を促進し、当事者が偏見や差別を受けることなく、自分らしく安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

外国人の人権については、国籍や言語、文化、宗教、生活習慣等の違いを互いに認め合う多文化共生への理解を促進するとともに、分かりやすい情報提供や相談対応の充実を図ります。

感染症患者等の人権については、感染症に対する不安や誤解が差別や中傷につながることがないよう、正確な情報の提供と継続的な啓発を進めます。

このほか、犯罪被害者及びその家族、刑を終えて出所した人、生活困窮や社会的孤立、ハラスメント、災害時の人権など、社会情勢の変化に伴って生じる多様な人権課題について理解を深めます。

[ 施策の方向１　女性の人権 ]

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 男女共同参画と男女平等意識の定着 | ○「まんのう町男女共同参画プラン」に基づき、町の広報紙やホームページ、講演会や展示等を通じて、固定的な性別役割分担意識や性別による偏見の解消を図ります。<br>○ 学校、家庭、職場、地域等のあらゆる場で、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を尊重する意識の醸成を図ります。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | ○ 審議会等への女性の参画や女性職員の人材育成・管理職の登用を進め、政策や方針を決定する場への女性の参画の拡大に努めます。<br>○ 女性が地域や職場で能力を発揮し、活躍できる環境づくりに向けた啓発と支援を行います。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課 |
| 雇用における男女共同参画の促進 | ○ 雇用機会や待遇の性別による格差の是正、育児・介護休業制度、両立支援制度等の周知に努め、性別にかかわらず誰もが、希望に応じて働き続けることができる職場環境づくりを促進します。<br>○ 町職員についても、公正な採用・配置・登用をはじめ、育児や介護と仕事を両立しやすい職場づくりを進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、学校教育課 |
| 女性に対する暴力の防止と相談支援 | ○ ＤＶやストーカー、性暴力等は重大な人権侵害であることについて啓発します。<br>○ 被害を受けた人が安心して相談し、必要な支援につながることができるよう、相談窓口の周知と関係機関との連携を進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課、学校教育課、生涯学習課 |

[ 施策の方向２　子どもの人権 ]

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 子どもの権利に関する普及・啓発 | ○ 子どもが権利の主体であることについて、子ども自身や保護者、地域住民、子どもに関わる関係者への普及・啓発を進めます。<br>○ 子どもの意見を丁寧に聴き、子どもの最善の利益を尊重する意識の浸透を図ります。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課、学校教育課、生涯学習課 |

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| いじめ・不登校等への相談・支援 | ○ いじめの未然防止と早期発見・早期対応を図るとともに、不登校の子どもとその家庭に寄り添った相談・支援を行います。<br>○ 学校、教育支援機関、福祉関係機関等が連携し、子どもが孤立せず、安心して過ごし、学べる教育環境づくりに努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 学校教育課 |
| 児童虐待の防止と子ども家庭相談支援の充実 | ○ 児童虐待の未然防止と早期発見に向けた啓発を行い、虐待が疑われる場合には、子どもの安全と最善の利益を最優先に、関係機関と連携して迅速に対応します。<br>○ 母子保健と児童福祉の連携を進め、全ての妊産婦、子育て家庭、子どもに対する一体的な相談支援体制の充実を図ります。<br>○ 性暴力や性犯罪等から子どもを守るため、子ども、保護者及び教育・保育関係者への啓発を進めるとともに、子どもが安心して相談できる環境づくりに努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 福祉保険課、健康増進課、学校教育課 |
| 地域ぐるみで子どもの育ちを支える環境づくり | ○ 各園・各校、家庭、地域、関係機関が連携するとともに、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による各園・各校への訪問等を通じて、子どもの変化や支援の必要性を早期に把握し、適切な支援につなぎます。<br>○ 各園・各校における教職員等を対象とした研修を行い、子どもが抱える困難や人権侵害の早期発見・早期対応に必要な知識と対応力の向上を図ります。<br>○ 地域行事やボランティア活動等を通じて、子どもと地域住民との交流を促進するとともに、地域ぐるみで子どもを見守り、育てる意識の啓発に努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、住民生活課、学校教育課、生涯学習課、長尾会館 |

［ 施策の方向３　高齢者の人権 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 高齢者と認知症に関する理解の促進 | ○ 高齢者を年齢だけで一括りにすることなく、一人ひとりを尊重し、これまで培った知識や経験を生かした社会参加を支える意識の醸成を図ります。<br>○ 認知症になっても、本人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」の普及を図ります。<br>○ 若年性認知症を含め、認知症の人とその家族に関する正しい理解を促進し、一人ひとりの人格と個性を尊重して共に支え合う地域づくりを進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課、生涯学習課 |

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 高齢者虐待の防止と権利擁護 | ○ 高齢者虐待の防止、早期発見、適切な対応に向けて、相談窓口の周知と関係機関の連携を進めます。<br>○ 認知症等により判断能力が低下した場合でも、本人の意思と尊厳が尊重されるよう、成年後見制度等に関する情報提供と利用への支援を行います。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課 |
| 高齢者の健康と自分らしい暮らしへの支援 | ○ 高齢者が健康を保ち、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、保健事業と介護予防を一体的に推進し、フレイル※1の予防や自立した生活の維持を支援します。<br>○ 人生会議（ＡＣＰ※2）等の普及・啓発を通じて、本人が望む医療や介護、暮らし方について自ら考え、家族や支援者等と共有する取組を支援します。<br>○ 人生会議は本人の意思に基づいて行うものであることに留意し、本人に取組を強いることのないよう、正しい理解の普及に努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 福祉保険課 |

※1 加齢に伴い、筋力や心身の活力が低下し、「健康」と「要介護」の中間にある虚弱な状態のこと。適切な予防や支援により、状態の改善や進行の予防が期待される。
※2 Advance Care Planning（アドバンス・ケア・プランニング）の略称。もしものときに備えて、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族や医療・介護関係者等と繰り返し話し合い、共有する取組のこと。

[ 施策の方向４　障がいのある人の人権 ]

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 障がいと合理的配慮に関する理解の促進 | ○ 「まんのう町障害福祉計画」等に基づき、障がいの特性や障がいのある人への理解を深め、差別の解消と合理的配慮※3について、町民や事業所への普及・啓発を進めます。<br>○ 障がいのある人の視点や意見を取り入れながら、心のバリアフリーと情報バリアフリー※4を進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課 |
| 交流と社会参加の促進 | ○ 障がいのある人と地域住民が交流し、互いに理解を深める機会の充実を図ります。<br>○ 障がいの有無にかかわらず、誰もが地域活動や社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課 |

※3 障がいのある人が生活する上で困ることがないよう、一人ひとりの状況に応じて、社会生活上の障壁を取り除くために、説明の仕方やルール、設備などを必要な範囲で工夫、調整すること。
※4 障がいのある人への理解を深め、偏見や思い込みなど心の障壁をなくして必要な配慮や行動につなぐ（心のバリアフリー）とともに、障がいの特性に応じた方法で情報を受け取り、発信できる環境を整えること（情報バリアフリー）。

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 障がいへの理解を深める教育の推進 | ○ 学校教育における学習やボランティア活動等を通じて、児童・生徒に対して、障がいの特性や必要な配慮についての理解を深めます。<br>○ 障がいの有無にかかわらず、共に学び、活動する意識を育みます。 | |
| | 庁内関係課 | 学校教育課 |

［ 施策の方向５　部落差別（同和問題）の解消に向けた取組 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 部落差別の解消に向けた教育・啓発 | ○ 部落差別（同和問題）の歴史や現状、「部落差別解消推進法」の趣旨について正しい理解を促進するため、学校や地域、職場等における教育・啓発を推進します。<br>○ 意識調査の結果や社会情勢の変化を踏まえ、隣保館での現地研修や地区住民との交流など、参加型・体験型の学習方法を工夫し、部落差別を自分自身に関わる問題として考える機会の充実を図ります。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、住民生活課、学校教育課、生涯学習課、長尾会館 |
| 本人通知制度の周知と不正取得の防止 | ○ 戸籍謄本や住民票の写し等の不正取得による人権侵害を防止するため、登録型本人通知制度の内容と、不正取得を抑止する効果について広く周知し、登録を促進します。<br>○ 町の広報紙やホームページ、窓口でのパンフレットの配布等により周知を図るとともに、他自治体の取組も参考に、登録者の拡大につながる効果的な周知方法を検討します。<br>○ 第三者による不正取得が判明した場合は、被害者告知制度を適切に運用し、関係機関と連携して被害を受けた人への情報提供と必要な対応を行います。 | |
| | 庁内関係課 | 住民生活課 |
| 就労相談と公正な雇用の促進 | ○ ハローワーク等と連携し、就労に関する相談機会や情報を提供します。<br>○ 事業所に対して、公正な採用選考と就職差別の防止について啓発します。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、地域振興課、長尾会館 |

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| えせ同和行為への適切な対応 | ○ えせ同和行為に対して、町としての統一方針、対応マニュアル、庁内の報告・連絡体制を整備します。<br>○ 窓口担当者や管理職を対象に、具体的な事例を用いた研修や対応訓練を行い、複数の職員による対応、管理職への報告、警察等への相談など、適切な判断と対応ができる体制を整備します。<br>○ 事案が発生した場合は、対応内容を記録して必要な範囲で情報を共有し、必要に応じて警察、法務局、県、関係団体等と連携します。<br>○ 町内事業所に対しても、えせ同和行為に応じない基本姿勢や相談先について周知します。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課 |
| 隣保館を拠点とした地域交流の推進 | ○ 長尾会館を人権啓発と地域交流の拠点として、ふれあいサロン、交流会、人権フェスタ等を実施します。<br>○ 地域住民が気軽に参加できるよう、事業内容と周知方法を工夫し、新たな参加者の確保に努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、長尾会館 |

［ 施策の方向６　ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）の人権 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 性の多様性に関する理解の促進 | ○ 性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）※の多様性について、学校、家庭、職場、地域等における正しい理解を促進し、偏見や差別の解消を図ります。<br>○ 発達段階に応じた啓発資料の活用や講演会の開催等を通じて、性の多様性を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできる環境づくりを進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 偏見・差別やアウティング等の防止 | ○ ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）に対する偏見や差別、本人の同意なく性的指向やジェンダーアイデンティティを第三者に伝えるアウティング等が、人権侵害につながることについて啓発します。<br>○ 本人の意思とプライバシーを尊重する意識啓発に努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 学校や職場等における安心できる環境づくり | ○ 学校や職場、行政サービス等において、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）にかかわらず、安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。<br>○ 制服、施設利用、申請書類等について、必要性を踏まえた配慮や見直しに努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |

※ 性的指向とは、恋愛や性的な関心がどのような性別の人に向くかということ。ジェンダーアイデンティティとは、自分自身の性別をどのように認識しているかということ。

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度※の周知･運用 | ○ パートナーシップ･ファミリーシップ宣誓制度の周知と適切な運用を図るとともに、制度の利用者が利用できる行政・民間サービスに関する情報提供に努めます。<br>○ ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）やその家族等が抱える悩みや困りごとについて、相談窓口を周知し、必要な支援につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |

※ ＬＧＢＴＱ＋（性的マイノリティ）のカップルが、互いを人生のパートナーとして協力し合う関係にあることを宣誓し、町がその関係を証明する制度のこと。子や父母等の近親者を含めた家族関係についても宣誓することができる。

［ 施策の方向７　外国人の人権 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 国際理解教育と相互理解の促進 | ○ 学校教育や地域での学習、交流を通じて、国籍、言語、文化、宗教、生活習慣等の多様性を理解し、互いの人権を尊重して共に暮らす多文化共生の意識を育みます。<br>○ 外国人住民と地域住民が交流し、互いの文化や生活習慣への理解を深める機会づくりに努めます。<br>○ 外国人の子どもの就学機会の確保に努めるとともに、学校における受入体制や必要に応じた日本語指導・学習支援の充実を図ります。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課 |
| 多言語による生活・防災情報の提供 | ○ 外国人住民が地域で安心して生活できるよう、ごみ、防災、福祉、子育て、医療、教育等に関する情報の多言語化をはじめ、やさしい日本語による情報提供に努めます。<br>○ ホームページ、パンフレット、施設表示等について、必要性や優先度を踏まえ、多言語対応を進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、地域振興課、住民生活課、福祉保険課、学校教育課、生涯学習課 |
| 外国人住民への相談支援と差別の防止 | ○ 外国人住民の困りごとや意見を把握する機会を設け、必要な生活情報や相談支援につなぎます。<br>○ 特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動を防止し、外国人に対する偏見や差別の解消を図ります。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、地域振興課、住民生活課、福祉保険課、学校教育課、生涯学習課 |

［ 施策の方向８　感染症患者等の人権 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 感染症に関する正しい知識の普及と差別防止 | ○ 感染症に関する不安や誤解が、患者やその家族、医療・介護従事者等への偏見や差別につながらないよう、正確な情報と正しい知識を分かりやすく発信します。<br>○ ＨＩＶ感染症、ハンセン病、新たな感染症等について、病気を理由とする差別や中傷の防止に向けた啓発を行います。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |
| 感染症に伴う人権侵害への相談・支援 | ○ 感染症に関する差別や中傷が生じた場合に、被害を受けた人が相談できる窓口を周知します。<br>○ 県、保健所、法務局等の関係機関と連携し、被害の拡大防止を図るとともに、必要な支援につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |

［ 施策の方向９　社会情勢の変化に伴う多様な人権課題 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 生活困窮・社会的孤立等への理解と支援 | ○ 生活困窮、ひきこもり、社会的孤立等について、本人の責任と決めつけることなく、背景にある様々な事情への理解の促進に努めます。<br>○ 支援を必要とする人が一人で抱え込むことのないよう、相談窓口を周知し、福祉や就労等の支援につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、住民生活課、福祉保険課 |
| 様々なハラスメントの防止 | ○ 学校や地域、職場、インターネット上等で生じる各種のハラスメントについて、相手の尊厳を傷つける人権侵害であることへの理解を促進します。<br>○ ハラスメントを行わない、見過ごさない意識の醸成を図るとともに、被害を受けた人が一人で抱え込むことなく、相談や支援につながることができるよう、相談窓口の周知に努めます。<br>○ 相談者のプライバシーと安全に配慮し、関係機関と連携して適切な支援につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 災害時における人権への配慮 | ○ 避難所運営や被災者支援において、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等の人権と多様なニーズに配慮します。<br>○ 避難生活におけるプライバシーの確保、女性や子どもに対する暴力等の防止、多言語での情報提供等に努めます。<br>○ 災害に伴う不安や混乱が、被災者や特定の地域・集団に対する偏見、差別及び根拠のない情報の拡散につながらないよう啓発します。<br>○ 日頃から、災害時に起こり得る具体的な人権課題と対応方法を想定し、職員や地域住民を対象とした研修や訓練を行います。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、福祉保険課 |
| 犯罪被害者等の人権への配慮 | ○ 犯罪被害者やその家族が置かれている状況への理解を深める啓発を行います。<br>○ 被害者等の意思とプライバシーに配慮し、関係機関と連携して、相談や必要な支援につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、住民生活課、福祉保険課 |
| 刑を終えて出所した人等への理解と支援 | ○ 刑を終えて出所した人等が偏見や差別によって社会から孤立することなく、地域で自立した生活を送ることができるよう、更生保護や再犯防止に関する理解を促進します。<br>○ 関係機関・団体と連携し、住まい、就労、福祉等の必要な支援につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、住民生活課、福祉保険課 |
| その他の人権課題に関する教育・啓発 | ○ アイヌの人々、北朝鮮当局による拉致被害者とその家族、ホームレスの人々、人身取引の被害者等に関する人権課題について、国や県の動向を踏まえ、正しい知識の普及と理解の促進を図ります。<br>○ 新たに顕在化する人権課題を把握し、必要に応じて関係機関と連携して対応します。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |

## 【 基本目標３　推進基盤づくり】地域と行政が連携して人権施策を進めるまち

### 基本施策５　人権施策の推進基盤の充実

人権侵害や生活上の困難を抱えた人が一人で悩みを抱え込むことがないよう、相談窓口や支援制度を分かりやすく周知し、相談者の立場やプライバシーに配慮した、利用しやすい相談・支援体制の充実を図ります。相談を受ける職員等が問題の背景や相談者の状況を的確に理解し、必要な支援につなぐことができるよう、行政職員、教職員、医療・保健・福祉関係者等に対する研修を充実し、人権施策を担う人材の育成と対応力の向上を図ります。

相談内容が多様化・複雑化し、一つの部署や機関だけでは対応が困難な事例が増えていることを踏まえ、庁内関係部署の情報共有と連携を強化します。また、国、県、法務局、警察、学校、医療・福祉機関、地域団体等との連携・協働を進め、複数の課題を抱える人に対しても、相談から支援まで切れ目なく対応できる体制づくりを進めます。

[ 施策の方向１　人権施策を担う人材の育成 ]

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 行政職員の人権意識と対応力の向上 | ○ 新規採用職員、若手職員、管理職等、それぞれの職務や経験年数に応じた人権研修を計画的・継続的に実施するとともに、会計年度任用職員を含め、職員の研修機会を確保し、受講を推進します。<br>○ 研修内容の充実や講師の確保に取り組むとともに、グループワークや現地研修等を取り入れ、職員が人権問題を自分自身の課題として捉え、日常の職務に生かすことができる実践的な研修を推進します。<br>○ 窓口、電話、訪問等において、固定的な性別役割分担意識等に基づく決めつけをせず、本人の意思、プライバシー及び安全に配慮して対応します。<br>○ 申請書等の性別欄や続柄、広報物の表現等について、必要性と人権への配慮の観点から定期的に点検します。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、生涯学習課 |
| 医療･保健･福祉関係者の人権研修 | ○ 医療・保健・福祉関係者に対し、人権に配慮した支援や対応に関する研修・情報提供を行います。<br>○ 多職種が共通の理解を持ち、本人の意思と尊厳を尊重した支援を行えるよう、関係機関の連携と学習機会の充実を図ります。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課、健康増進課 |

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 地域における人権教育・啓発の担い手の育成 | ○ 公民館関係者や地域活動の担い手等を対象とした研修を行い、人権問題を自分自身の課題として捉え、地域で学びを広げる人材の育成に努めます。<br>○ 研修や大会で得た知識や実践事例を地域で共有し、継続的な学習活動につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、学校教育課、生涯学習課 |
| 相談・支援に必要な知識と対応力の向上 | ○ 人権相談や生活上の困難に関する相談に対応する職員･関係者を対象に、各種制度や個人情報の取扱い、相談者への配慮等に関する研修を行います。<br>○ 研修では、傾聴や助言、情報提供等の相談対応の基本を理解し、本人の意思を尊重しながら、相談内容と支援ニーズを適切に把握する力を高めます。<br>○ 具体的な事例を用いた研修や関係者間の情報共有を行い、人事異動等があっても相談支援の知識や経験が継承され、必要な支援や専門機関に適切につなぐことのできる体制づくりを進めます。 | |
| | 庁内関係課 | 総務課、企画政策課、福祉保険課、相談業務を所管する関係課 |

[ 施策の方向２　相談・支援体制の充実 ]

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 相談窓口・支援制度の分かりやすい周知 | ○ 人権侵害や生活上の困難を抱えた人が、悩みを一人で抱え込むことのないよう、相談窓口や支援制度について、町の広報紙やホームページ等を通じて分かりやすく発信します。<br>○ 相談内容に応じて適切な窓口が分かるよう、相談先の整理と案内の充実を図ります。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課、学校教育課、相談業務を所管する関係課 |
| 相談者に寄り添った相談対応と支援への橋渡し | ○ 相談者の意思を尊重し、プライバシーと安全に配慮した相談対応を行います。<br>○ 相談内容に応じて、福祉、教育、保健・医療、法務等の関係部署や専門機関につなぎ、必要な支援を受けられるよう努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課 |

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 複合的な困難に対応する分野横断的な支援 | ○ 年齢、障がいの有無、国籍、性別、性的指向やジェンダーアイデンティティ、生活状況等の複数の要因が重なることにより、差別や不利益が深刻化する「複合差別」について理解を深めます。<br>○ 一人の人が複数の人権課題や生活上の困難を抱えている場合には、本人の意思とプライバシーに配慮し、法令等に基づき必要な範囲で、庁内関係部署が分野を越えて情報を共有することで、切れ目のない支援に努めます。<br>○ 関係者が支援方針と役割分担を共有し、相談者が同じ説明を繰り返す負担を軽減するとともに、制度や部署の狭間で支援が途切れないよう努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、福祉保険課、学校教育課 |

［ 施策の方向３　関係機関・関係団体との連携・協働 ］

| 取組名 | 取組内容 | |
|---|---|---|
| 地域における人権教育の連携体制づくり | ○ 県や近隣自治体、公民館、隣保館、福祉・社会教育施設、人権関係団体等との連携を進め、地域が一体となった人権教育・啓発を推進します。<br>○ 研修会、講演会、人権フェスタ等を通じて、地域の人権課題を共有し、町民の自主的な学習活動を支援します。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課、生涯学習課、長尾会館 |
| 専門職・関係機関への情報提供と連携 | ○ 弁護士、司法書士、不動産業者、調査業者等、人権や個人情報に関わりの深い専門職・事業者に対し、関係法令、個人情報の保護、結婚や就職等における差別の防止について情報を提供します。<br>○ 差別事象や人権侵害が発生した場合には、国、県、法務局、警察、関係団体等と情報を共有し、適切な対応に努めます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |
| 庁内関係部署・関係機関との連携強化 | ○ 人権課題や相談内容に応じて、庁内関係部署が情報を共有し、連携して対応します。<br>○ 国、県、法務局、警察、近隣自治体等との連絡体制を整え、専門的な対応が必要な事案を適切な機関につなぎます。 | |
| | 庁内関係課 | 企画政策課 |

# 第６章　計画の推進

## 【１】計画の推進体制

### １　庁内連携体制の充実

人権教育・啓発に係る取組は、周知、啓発のみならず教育、保健、福祉、労働など庁内の幅広い事業分野に及びます。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。

### ２　まんのう町人権擁護審議会における進捗の点検、評価

人権教育・啓発に係る識見を有する学識経験者や関連団体、組織の関係者などから構成される「まんのう町人権擁護審議会」において、本計画の進捗状況及び人権教育・啓発の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、取組への反映に努めます。

## 【２】計画の周知及び点検・評価

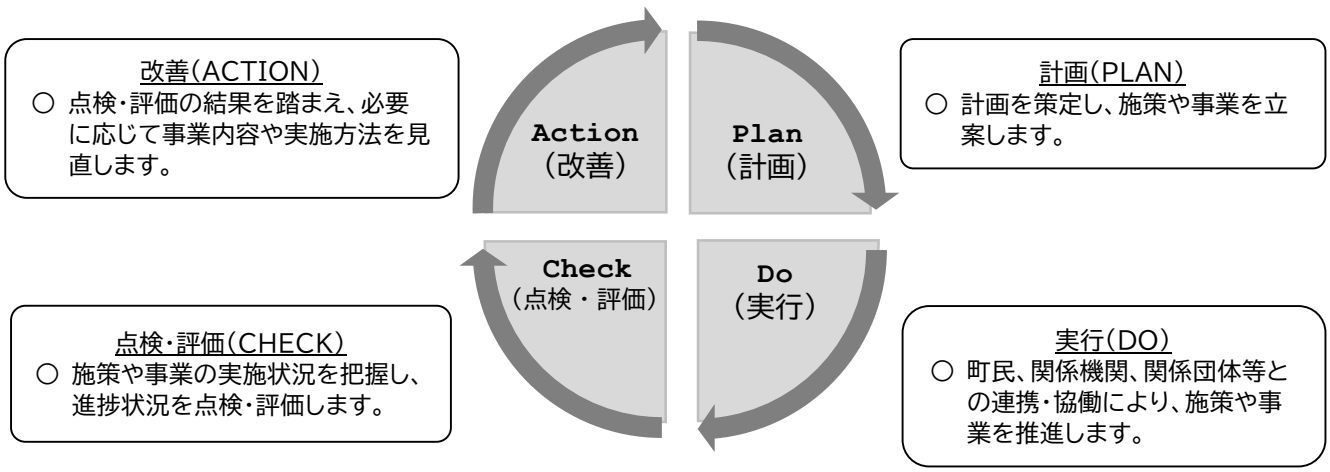
### １　計画の周知、町民意見の反映

本計画は、町民、関係機関や関係団体等と行政の連携と協働による推進が重要です。そのため、広報紙等多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく、本計画の事業や進捗状況等を公表し、周知を図ります。また、あらゆる機会を活用して町民の意見やアイデア等を把握し、町民目線を生かした施策の推進に努めます。

### ２　計画の進行管理

全ての町民の人権が尊重され、安心して暮らせる社会の実現につながる施策を着実に推進するため、計画（ＰＬＡＮ）、実行（ＤＯ）、点検・評価（ＣＨＥＣＫ）、改善（ＡＣＴＩＯＮ）に基づく進行管理（ＰＤＣＡサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに常に改善を図ります。

【 参考／ＰＤＣＡサイクルによる進捗評価 】



# 資料編

以下の資料を掲載予定

・策定経過
・まんのう町人権擁護審議会　委員名簿
・まんのう町人権擁護に関する審議会規則(平成 18 年３月 20 日規則第 70 号)
・まんのう町人権擁護に関する条例（平成 18 年まんのう町条例第 112 号）
・香川県部落差別事象の発生の防止に関する条例（平成８年香川県条例第３号）
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）
・部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）
・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
・情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号））